

平成24年第1回常陸太田市議会定例会会議録

目 次

招集告示.....	5
平成24年第1回常陸太田市議会定例会会期日程.....	6
第1号 3月5日(金)	
○議事日程(第1号).....	7
○本日の会議に付した事件.....	8
○出席議員.....	9
○説明のため出席した者.....	9
○事務局職員出席者.....	9
開 会.....	9
開 議.....	9
○会議録署名議員の指名.....	10
○諸般の報告.....	10
○日程第 1 会期の決定.....	10
○日程第 2 施政方針説明.....	11
○日程第 3 報告第1号ないし報告第2号(一括上程).....	19
○日程第 4 議案第1号ないし議案第17号(一括上程).....	20
提案理由説明.....	21
○日程第 5 議案第18号ないし議案第27号(一括上程).....	29
提案理由説明.....	29
○日程第 6 議案第28号ないし議案第37号(一括上程).....	37
提案理由説明.....	37
散 会.....	52
第2号 3月7日(水)	
○議事日程(第2号).....	53
○本日の会議に付した事件.....	53
○出席議員.....	53
○説明のため出席した者.....	53
○事務局職員出席者.....	53
開 議.....	54
○日程第 1 一般質問 2番 赤堀 平二郎君.....	54

1 番 藤田 謙二君.....	5 8
5 番 鈴木 二郎君.....	6 7
7 番 益子 慎哉君.....	7 6
9 番 深谷 秀峰君.....	8 2
8 番 菊池 伸也君.....	8 9
4 番 深谷 渉君.....	9 4
散 会.....	1 0 2

第3号 3月8日(木)

○議事日程(第3号).....	1 0 3
○本日の会議に付した事件.....	1 0 3
○出席議員.....	1 0 3
○説明のため出席した者.....	1 0 3
○事務局職員出席者.....	1 0 3
開 議.....	1 0 4
○日程第 1 一般質問 6 番 平山 晶邦君.....	1 0 4
2 2 番 宇野 隆子君.....	1 1 0
散 会.....	1 2 5

第4号 3月9日(金)

○議事日程(第4号).....	1 2 7
○本日の会議に付した事件.....	1 2 7
○出席議員.....	1 2 7
○説明のため出席した者.....	1 2 7
○事務局職員出席者.....	1 2 8
開 議.....	1 2 8
○日程第 1 報告第1号ないし報告第2号(一括上程).....	1 2 8
採 決.....	1 2 8
○日程第 2 議案質疑 議案第1号ないし議案第37号(一括上程).....	1 2 8
質 疑 2 2 番 宇野 隆子君.....	1 2 9
○日程第 3 請願第1号.....	1 3 4
散 会.....	1 3 5

第5号 3月22日(木)

○議事日程(第5号).....	1 3 7
-----------------	-------

○本日の会議に付した事件.....	1 3 7
○出席議員.....	1 3 7
○説明のため出席した者.....	1 3 7
○事務局職員出席者.....	1 3 8
開 議.....	1 3 8
○諸般の報告.....	1 3 8
○日程第 1 委員長報告 議案第 1 号ないし議案第 3 7 号並びに請願第 1 号	
総務委員長 益子 慎哉君.....	1 3 8
文教民生委員長 深谷 秀峰君.....	1 3 9
産業建設委員長 高星 勝幸君.....	1 4 0
予算特別委員会 成井 小太郎君.....	1 4 1
討 論 2 2 番 宇野 隆子君.....	1 4 1
討 論 1 2 番 成井 小太郎君.....	1 4 4
採 決.....	1 4 5
○日程第 2 議案第 3 8 号.....	1 4 9
提案理由説明.....	1 4 9
採 決.....	1 4 9
○日程第 3 議案第 3 9 号.....	1 5 0
提案理由説明.....	1 5 0
採 決.....	1 5 1
○日程第 4 議員提案第 1 号.....	1 5 1
提案理由説明.....	1 5 1
質 疑 2 2 番 宇野 隆子君.....	1 5 2
討 論 2 2 番 宇野 隆子君.....	1 5 3
採 決.....	1 5 4
○日程第 5 所管事務調査.....	1 5 5
採 決.....	1 5 5
閉 会.....	1 5 6

資 料

議案等委員会付託表.....	1 5 7
請願文書表(第 1 号).....	1 5 9
一般質問発言通告者及び発言要旨.....	1 6 0
総務委員会審査報告書.....	1 6 7
文教民生委員会審査報告書.....	1 6 9

産業建設委員会審査報告書.....	171
予算特別委員会審査報告書.....	173
東日本大震災に係る災害廃棄物の処理支援に関する決議.....	175
総務委員会所管事務調査について.....	176
文教民生委員会所管事務調査について.....	177
産業建設委員会所管事務調査について.....	178
議会運営委員会所管事務調査について.....	179

常陸太田市告示第19号

平成24年第1回常陸太田市議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年2月27日

常陸太田市長 大久保 太 一

1. 期 日 平成24年3月5日
2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成24年第1回常陸太田市議会定例会会期日程

平成24年3月5日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
3月 5日	月	本 会 議	1.開 会 2.会期の決定 3.議案説明
3月 6日	火	休 会	議案調査
3月 7日	水	本 会 議	1.一般質問
3月 8日	木	本 会 議	1.一般質問
3月 9日	金	本 会 議	1.議案質疑 2.委員会付託
		委 員 会	1.議会活性化特別委員会
3月10日	土	休 会	
3月11日	日	休 会	
3月12日	月	委 員 会	1.総務委員会
3月13日	火	委 員 会	1.文教民生委員会
3月14日	水	委 員 会	1.産業建設委員会
3月15日	木	休 会	議案調査
3月16日	金	委 員 会	1.予算特別委員会
3月17日	土	休 会	
3月18日	日	休 会	
3月19日	月	委 員 会	1.予算特別委員会
3月20日	火	休 会	
3月21日	水	休 会	議事整理
3月22日	木	本 会 議	1.委員長報告(質疑・討論・採決) 2.閉 会

平成24年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成24年3月5日(月)

議事日程(第1号)

平成24年3月5日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 施政方針説明
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市市税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度常陸太田市一般会計補正予算(第7号))
- 日程第 4 議案第 1 号 常陸太田市の歌の制定について
- 議案第 2 号 常陸太田市暴力団排除条例の制定について
- 議案第 3 号 常陸太田市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 常陸太田市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 常陸太田市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の全部改正について
- 議案第 6 号 常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 号 常陸太田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第 8 号 常陸太田市市税条例の一部改正について
- 議案第 9 号 常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について
- 議案第 10 号 常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- 議案第 11 号 常陸太田市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 12 号 常陸太田市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 13 号 常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 議案第 14 号 常陸太田市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 15 号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第 16 号 常陸太田市道路線の変更について
- 議案第 17 号 常陸太田市道路線の認定について
- 日程第 5 議案第 18 号 平成23年度常陸太田市一般会計補正予算(第8号)について

- 議案第 19 号 平成 23 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
について
- 議案第 20 号 平成 23 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
について
- 議案第 21 号 平成 23 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につ
いて
- 議案第 22 号 平成 23 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）に
ついて
- 議案第 23 号 平成 23 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5
号）について
- 議案第 24 号 平成 23 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計
補正予算（第 3 号）について
- 議案第 25 号 平成 23 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
について
- 議案第 26 号 平成 23 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 27 号 平成 23 年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第 4 号）に
ついて
- 日程第 6 議案第 28 号 平成 24 年度常陸太田市一般会計予算について
- 議案第 29 号 平成 24 年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 30 号 平成 24 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 31 号 平成 24 年度常陸太田市介護保険特別会計予算について
- 議案第 32 号 平成 24 年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について
- 議案第 33 号 平成 24 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 34 号 平成 24 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計
予算について
- 議案第 35 号 平成 24 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 36 号 平成 24 年度常陸太田市水道事業会計予算について
- 議案第 37 号 平成 24 年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 施政方針説明
- 日程第 3 報告第 1 号ないし報告第 2 号（一括上程・報告案件説明）
- 日程第 4 議案第 1 号ないし議案第 17 号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 5 議案第 18 号ないし議案第 27 号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 6 議案第 28 号ないし議案第 37 号（一括上程・提案理由説明）

出席議員

議 長	茅 根 猛 君	副議長	山 口 恒 男 君
1 番	藤 田 謙 二 君	2 番	赤 堀 平 二 郎 君
3 番	木 村 郁 郎 君	4 番	深 谷 涉 君
5 番	鈴 木 二 郎 君	6 番	平 山 晶 邦 君
7 番	益 子 慎 哉 君	8 番	菊 池 伸 也 君
9 番	深 谷 秀 峰 君	10 番	高 星 勝 幸 君
11 番	荒 井 康 夫 君	12 番	成 井 小 太 郎 君
14 番	片 野 宗 隆 君	15 番	福 地 正 文 君
17 番	川 又 照 雄 君	18 番	後 藤 守 君
19 番	黒 沢 義 久 君	20 番	沢 畠 亮 君
21 番	高 木 将 君	22 番	宇 野 隆 子 君

説明のため出席した者

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	梅 原 勤 君
教 育 長	中 原 一 博 君	総 務 部 長	江 幡 治 君
政策企画部長	佐 藤 啓 君	市民生活部長	川 上 明 文 君
保健福祉部長	安 田 隆 君	産 業 部 長	井 坂 孝 行 君
建 設 部 長	菊 池 拓 夫 君	会 計 管 理 者	岡 部 芳 雄 君
上下水道部長	鈴 木 則 文 君	消 防 長	福 地 壽 之 君
教 育 次 長	山 崎 修 一 君	秘 書 課 長	宇 野 智 明 君
総 務 課 長	荻 津 一 成 君	監 査 委 員	中 村 弘 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	吉 成 賢 一	主査兼議事係長	関 勝 則
総 務 係 長	榊 一 行		

午前 10 時開会

議長（茅根猛君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は 21 名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。14 番片野宗隆君、以上 1 名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成 24 年第 1 回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（茅根猛君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により

11番 荒井康夫君 15番 福地正文君

の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（茅根猛君） 諸般の報告を行います。

初めに、議長会の経過についてご報告をいたします。去る1月24日、神栖市において茨城県市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました報告書により、ご承知願います。

次に、茨城県市議会議長会第2回議員研修会の議員派遣を12月議会で議決いたしておりましたが、報告については、2月20日の全員協議会において報告がありましたとおりでございます。

次に、地方自治法第122条の規定により、平成23年常陸太田市事務に関する説明書が配付されておりますとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、平成23年12月及び平成24年1月、2月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	梅 原 勤 君
教 育 長	中 原 一 博 君	総 務 部 長	江 幡 治 君
政策企画部長	佐 藤 啓 君	市民生活部長	川 上 明 文 君
保健福祉部長	安 田 隆 君	産 業 部 長	井 坂 孝 行 君
建 設 部 長	菊 池 拓 夫 君	会 計 管 理 者	岡 部 芳 雄 君
上下水道部長	鈴 木 則 文 君	消 防 長	福 地 壽 之 君
教 育 次 長	山 崎 修 一 君	秘 書 課 長	宇 野 智 明 君
総 務 課 長	荻 津 一 成 君	監 査 委 員	中 村 弘 君

以上、16名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

議長（茅根猛君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

議長（茅根猛君） 日程第1，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は，お手元に配付いたしました会期予定表のとおり，本日から3月22日まで18日間といたしたいと思っておりますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。

よって，会期は本日から3月22日まで，18日間と決定いたしました。

日程第2 施政方針説明

議長（茅根猛君） 次，日程第2，平成24年度施政方針について，市長より説明を求めます。
市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 皆さん，おはようございます。平成24年第1回市議会定例会を招集いたしましたところ，議員の皆様にはご健勝にてご出席を賜りまして，まことにありがとうございます。日ごろ市政運営の推進につきましては，深いご理解とご支援をいただき，心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。今期定例会におきまして，平成24年度予算案を初め，各種案件のご審議をお願いするに当たり，市政運営の基本方針と平成24年度の施策概要を申し上げ，市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から，まもなく1年が経過しようとしております。震災により亡くなられた方は1万5,000人を超え，今なお行方のわからない方が3,000人以上もおられます。また，福島第一原発事故により多くの方が避難生活を余儀なくされており，依然として厳しい状況が続いております。改めて亡くなられた方々に対してご冥福をお祈り申し上げますとともに，被災された皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

本市においても，震災後2,300人を超える方々が避難生活をし，多くの家屋や公共施設が損壊するなど，その被害は甚大なものでございました。また，放射性物質の飛散による農林畜産業・商工業・観光業等への風評被害，市民の健康への不安など，その影響ははかり知れないものがございます。

発生直後に災害対策本部を設置いたしまして，いち早く被害状況の把握に努めるとともに，生活や産業の再開に不可欠な道路・上下水道・学校施設を初めとする公共施設の復旧に取り組んでまいりました。また，被災住宅と市民生活の再建を図るため，国・県の支援に加えまして，市独自に支援制度を創設してまいりました。さらには，「市震災復旧・復興計画」「市放射性物質除染計画」を策定するとともに，放射能対策委員会と対策室を設置いたしまして，震災の復旧・復興と放射能汚染への対応に取り組んできたところでございます。

このような中，新年度も引き続き市民の皆様が安全・安心に生活できるよう，生活基盤の復旧や再建支援，各施設の耐震化，地域防災計画の見直しなどに取り組むとともに，地域経済のできるだけ早い回復，再生に向けた産業活動支援など，震災からの復旧・復興と放射能対策を最優先課題として全力を挙げた取り組みを進めてまいります。

また、本市におけるもう一つの最重要課題は、少子化・人口減少対策です。平成22年10月に行った国勢調査の人口は5万6,250人、平成17年調査と比較をいたしますと5.9%、3,552人の大幅な減少となっています。人口減少に少しでも歯止めをかけるため、これまで行っていた中学生までの医療費無料化、第3子以降の保育料無料化等に加え、妊産婦医療費の無料化、二人目園児の保育料減額、婚活を推進する団体への支援など、市の将来を担う若者が定住し、安心して子育てができるような環境づくりに努めてまいります。また、交流人口の拡大、働く場の確保などにつきましても、引き続き取り組みを進めてまいります。

続きまして、平成24年度当初予算の概要について申し上げます。

国の予算案は、復興関係予算の特別会計への計上などにより、一般会計総額は前年度比で2.2%減の90兆3,339億円と6年ぶりに前年を下回ったものの、国債発行額は3年連続で税収を上回り、将来の国民への負担増が見込まれる深刻な状況が続いております。

茨城県の予算案につきましては、東日本大震災からの復旧・復興、経済・雇用対策、生活大県づくりの推進に重点が置かれ、一般会計は前年度比6.5%増の1兆1,078億円で、過去2番目の大型予算となっております。

本市の予算案でございますが、一般会計は、前年度比3.7%、8億5,200万円増の239億5,600万円で、合併後最大の予算規模となっております。東日本大震災に伴う災害復旧事業や被災者支援費などに3億3,800万円、小中学校校舎や屋内運動場、市役所本庁舎など公共施設の耐震化を図るための実施設計並びに工事費用、放射性物質の除染対策などの経費として7億2,300万円を計上いたしました。

特別会計は、7会計で前年度比1.5%増の135億4,999万円、企業会計は、浄水場の築造等により2会計で前年度比64.1%増の34億8,872万3,000円、各会計予算の総額は、前年度比6.3%増の409億9,471万3,000円となっております。

予算の編成に当たりましては、限られた財源を有効かつ効果的に活用するため、経常経費の削減に努めるとともに、できる限りの行政運営の効率化を図ったところでございます。その上で、本年4月からスタートする第5次総合計画後期基本計画の6つの重点戦略「ストップ少子化・若者定住」「ふるさとの未来を託す人づくり・コミュニティづくり」「災害にみんなで備える安全・安心なまちづくり」「地域産業の振興とにぎわい創出による元気づくり」「地域で支え合ういきいき健康福祉の環境づくり」「市民生活を支える公共交通ネットワークづくり」に対して、優先的に財源配分を行いました。市民の皆様の期待に応えるため、本市の置かれた状況をしっかりとらえ、健全な財政運営と政策実現に向けた予算の編成を行ったところでございます。

平成24年度に実施する主な事業について、初めに東日本大震災の復旧・復興について申し上げます。

本市では、震災からの復旧・復興に向けた目標や施策等を示した「市震災復旧・復興計画」を昨年11月に策定するとともに、除染対策を効果的に進めるための「市放射性物質除染計画」を本年1月に定めております。本市の皆様とともに、「市震災復旧・復興計画」の3つの基本目標の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

第1の基本目標「市民生活の再生」につきましては、引き続き被災住宅の再建、修復や生活再建等の支援をするとともに、住宅の耐震化を促進してまいります。

社会生活基盤・公共施設等の復旧につきましては、まだ完全に復旧していない市道や橋梁、下水道施設の整備、世矢中学校屋内運動場の新築建てかえなどを行ってまいります。

心と体の健康づくりにつきましては、被災者の不安を取り除くため、引き続き放射線量の測定と情報公開、空間放射線測定器の貸し出しを行ってまいります。また、こころのケア事業や健康相談を実施してまいります。

第2の基本目標「産業・経済・交流・地域文化の再建」につきましては、農商工の再生、復興支援のため、国・県等の制度資金の活用などに加えまして、農業者や中小企業者等に対する利子補給等を実施してまいります。また、引き続きプレミアム付商品券補助事業を実施し、消費拡大による地域経済の活性化に向けて支援してまいります。さらには、原発事故等による観光客の減少から地域の元気を取り戻すため、市民交流や観光交流、祭り、イベント等の支援、充実を図ってまいります。

地域文化・歴史資源の復興につきましては、国の補助事業を活用し、瑞龍山水戸徳川家墓所や指定文化財の復旧、郷土資料館などの整備を計画的に進めてまいります。また、指定文化財の集中公開事業を実施し、歴史や文化など多くの地域資源の保護、活用を図りながら、交流人口の拡大と地域づくりを推進してまいります。

第3の基本目標「防災のまちづくり」につきましては、今回の震災や原発事故の教訓を踏まえ、地域防災計画の見直しを行うとともに、学校等施設の耐震化を早期に図るため、耐震診断結果に基づき、太田小学校など8校の校舎と屋内運動場の実施設計、太田中学校、水府中学校の校舎及び世矢中学校特別教室棟の耐震化工事を行います。また、防災拠点となる市役所本庁舎や拠点避難所となる山吹運動公園市民体育館の耐震補強と防災機能を含めた改修工事を行ってまいります。

自主防災会につきましては、洪水や土砂災害などの地域活動に備え、避難所への発電機などの整備拡充を支援するとともに、防災に関する自主的な行動を高めるための知識や技術を普及できる防災リーダーの育成に努めてまいります。

災害時における情報発信につきましては、防災行政無線やメール配信などの伝達手段を活用し、的確かつ迅速に情報提供ができる環境を構築するとともに、防災拠点となる市役所本庁や各支所、拠点避難所との相互通信手段の整備を図ってまいります。また、災害用の食料・飲料水、発電機などの整備拡充を図るとともに、支所や拠点避難所への分散配備を推進してまいります。さらに、災害時要援護者の避難につきましては、支援が必要な高齢者や障害者等の把握を行い、個別の避難方法を定める「災害時要援護者避難支援プラン」を策定いたします。なお、このプランに基づき、町会や自主防災会、民生委員、関係機関などが連携して、安否確認や避難誘導等の援助活動が円滑に行える体制を整備してまいります。

放射性物質対策につきましては、一日も早く市民の不安を払拭し、安全・安心を守るため、先に策定しました「市放射性物質除染計画」に基づき、除染対策を効果的に進めてまいります。また、農産物等につきましては、引き続き検査を実施して、情報の早期収集と的確な判断などによ

る風評被害の対策に取り組み、安心して生産、販売、購入できる環境を築いてまいります。さらに、農作物被害の拡大防止に向け、猟友会及び有害鳥獣捕獲隊との連携により、放射能汚染等の状況に応じた有害鳥獣の駆除を継続して実施してまいります。

次に、当初予算における主要事業の概要につきまして、総合計画の施策別に申し上げます。

第1は、『輝く人をつくる』についてであります。

初めに、「未来を拓く人づくり」について申し上げます。

子育て支援につきましては、子育て支援センターや子育て広場、ファミリーサポートセンターなど、気軽に子育ての相談のできる環境を充実させ、子育ての負担感や不安感を軽減するとともに、乳児を連れた外出を応援するための授乳やおむつがえができる（仮称）「赤ちゃんの駅」を開設してまいります。また、保育園と幼稚園の第3子以降児の保育料の無料化、乳児のおむつ購入費助成に引き続き取り組むとともに、新たに二人以上入園している二人目の保育料を月額3,000円を限度に減額し、子育て世帯の経済的な負担軽減に努めてまいります。さらに、子育て家庭応援情報誌「やまぶきキッズ！」などにより、子育て支援情報の発信に積極的に取り組むなど、社会全体で子育てを支える環境づくりに努めてまいります。

少子化・人口減少抑制に向けた若年層定住のための支援につきましては、市内に住宅を取得する子育て世帯等に対する固定資産税2分の1相当分を助成する定住促進助成金の交付を継続して実施するとともに、平成22年度から開始いたしました新婚家庭家賃助成制度の充実を図ります。

不妊治療費の助成につきましては、特定不妊治療を受けた夫婦の経済的負担を軽減するため、「不妊治療費助成事業」の所得制限を廃止し、治療を受けたすべての市民が助成を受けられるよう拡充してまいります。また、1歳未満の乳児を持つ保護者等が育児に関する悩みや不安を助産師等の専門的な相談を受けられる場として、新たに「ママと赤ちゃんの育児相談室」を開設いたします。

結婚支援活動の充実につきましては、平成22年に開設いたしました結婚相談センター「YOU愛ネット」を中心に、相談体制や結婚推進事業の充実努めるとともに、NPOや各種団体等と連携して出会いの機会の拡充を図ってまいります。

豊かな心の育成につきましては、学校と家庭、地域との連携を図りながら、親子を中心に家族が、ともに食べ・遊び・本を読み・働き・学ぶという活動を通して、親子のきずなや親子間コミュニケーションをより深めていくための「常陸太田発 親子共磨き運動」の啓発を図ってまいります。

魅力ある学校づくりにつきましては、若手教員やミドルリーダーを育成していくための研修を充実させるとともに、小学校英語活動支援員や学校図書館司書並びに理科支援員の小学校全校配置を含め、理科教育のさらなる充実を図る「未来を拓く常陸太田っ子サイエンスプロジェクト事業」を引き続き実施してまいります。また、今後も学校の小規模化が予想される中で、学校の適正な規模を確保し、教育環境の質的な充実を図るため、引き続き小中学校の統廃合を進めてまいります。

次に、「楽しい人生の生きがいくくり」について申し上げます。

多様な学習機会の支援につきましては、生涯学習の講座が楽しい学びの場だけではなく、地域や社会に理解を深め、交流人口の拡大にもつながることから、一層の充実に努めてまいります。また、「いつでも、どこでも、なんでも」学べる生涯学習社会の実現を目指し、地区公民館活動の活性化や生涯学習情報の効果的な提供等に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動への支援につきましては、市民が日常的に運動し、健康に暮らせるよう、引き続き「健康スポーツチャレンジデー」に取り組んでまいります。

第2は、『安らぎのある快適環境をつくる』についてであります。

初めに、「温もりのあるコミュニティづくり」について申し上げます。

地域支え合いの支援につきましては、新たに策定しました「第5期市高齢者福祉計画」と「市障害者計画・第3期障害福祉計画」に基づき、高齢者福祉・介護保険・障害者福祉の各種施策を実施してまいります。特に、ひとり暮らし高齢者等が安心して暮らしていくために、在宅ケアチームを初め、地域の方々やボランティアなどが連携して支え合う地域での見守り体制を整備してまいります。

議長（茅根猛君） ただいま14番片野宗隆君が出席されました。

市長（大久保太一君） また、施設入所の待機者解消を図るため、特別養護老人ホームの新設や増設による介護サービス基盤の整備を進めてまいります。

健康づくりへの支援といたしましては、引き続き女性特有のがん検診や大腸がん検診の無料クーポン事業に取り組むほか、各種がん検診も現行のサービス水準を確保してまいります。また、身近な地域で参加できるよう「いきいきヘルス体操」のさらなる普及に努めてまいります。

国民健康保険につきましては、生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導や人間ドック・脳ドック健診を引き続き実施するとともに、患者負担の軽減と医療保険財政の改善に資するため、ジェネリック医薬品の普及促進に努めてまいります。また、保険税の収納対策のさらなる充実を図るなど、財政基盤の強化と安定した事業運営に努めてまいります。

医療福祉費の支給につきましては、本年度から妊産婦（マル福）の対象者について、所得制限の撤廃と対象疾病の拡大を図るとともに、引き続き中学生までの医療費の助成などに取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、現在、廃止後の新たな制度について検討されておりますが、動向を見きわめつつ、県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら適切に対処してまいります。また、健康診査や人間ドック・脳ドック健診費助成などの保健事業を推進し、高齢者が安心して利用できるよう円滑な事業運営に努めてまいります。

次に、「快適な暮らしづくり」について申し上げます。

道路の整備につきましては、活力あるまちづくりを推進する上で、最も基礎となる社会資本であることから、国や県など関係機関と連携のもと、国道293号バイパス、国道461号水府・里美間及び木崎トンネルの早期供用を推進してまいります。また、常陸太田南部幹線道路延長7.5キロの早期完成を目指すとともに、市民生活の向上に欠かせない生活道路を整備してまいります。さらには、本年度より過疎代行事業として3路線の整備を進めてまいります。

地域公共交通につきましては、交通手段を持たない高齢者や子どもたちの利便性を確保するため、引き続き交通事業者と連携を図りながら、路線バスの運行維持や市民バス・患者輸送バス、さらには、JR水郡線とのアクセス改善などネットワークの充実を図るとともに、それらを補完する予約型乗り合いタクシーの充実に努めてまいります。また、路線バスや水郡線など将来にわたって維持確保していくため、県や交通事業者との連携はもとより、多くの市民や地域団体等の参加協力をいただきながら利用促進策を推進してまいります。

快適な居住環境づくりにつきましては、安全で安心な水を安定して供給するため、(仮称)内田浄水場の平成26年度稼働に向け、引き続き施設の築造及び導水管・送水管・配水管の布設を行うとともに、老朽配水管の布設がえを行ってまいります。また、簡易水道事業についても、民地等に布設されている老朽配水管の布設がえと水府・里美地区6浄水場の耐震診断を行ってまいります。

下水道の整備につきましては、市民の快適な生活環境づくりと河川等の水質保全を図るため、地域に適した効率的な整備を進めてまいります。公共下水道は上河合町・馬場町・新宿町・増井町・大森町を整備するとともに、市街地の浸水被害対策として金井町の雨水幹線の整備を行います。特定環境保全公共下水道は、大里町・松平町などを整備し、農業集落排水事業は地区の汚水処理場を含めた施設の維持管理を行ってまいります。また、戸別合併処理浄化槽の普及促進を図ってまいります。

循環型社会の構築につきましては、ごみのリサイクルと排出量を削減するため、市民の皆様に必要な説明を行いながら新しい分別収集を実施してまいります。また、地球温暖化防止対策として、引き続き太陽光発電設備等設置補助を行うとともに、市内における自然エネルギー活用の可能性調査を行ってまいります。

情報基盤の整備につきましては、携帯電話不感地域の解消を図るため、光ファイバー網を活用した移動通信用基地局の整備を上深荻町下幡地区など4地区で行ってまいります。また、昨年7月の地上デジタル放送完全移行に伴い、現在、暫定的な対策で視聴している難視聴地域について、自主共聴施設の改修費補助や高性能アンテナの設置など恒久的な対策を進めてまいります。

次に、「安心・安全なまちづくり」について申し上げます。

犯罪のないまちづくりにつきましては、自主防犯活動を展開する自警団への支援の充実に努めるとともに、防犯灯の効果的な整備を進めてまいります。

災害に強いまちづくりにつきましては、東日本大震災からの復旧・復興の中でも申し上げましたが、社会生活基盤や公共施設等の復旧、地域防災計画の見直し、防災拠点施設の機能と設備の強化などを図ってまいります。

消防・防災体制の強化につきましては、下宮河内町に金砂出張所を4月1日から開設いたします。また、消防救急無線のデジタル化に対応するため、県内41市町村共同による消防救急無線及び指令センターの整備を進めるとともに、地域防災基盤の充実を図るため、消防団車両の更新、防火水槽の設置を行ってまいります。

救急医療体制の整備につきましては、質の高い救急救命士の育成、地域メディカルコントロー

ルの充実，ドクターヘリや消防防災ヘリ等との連携及び有効活用を図り，救急救命体制の充実に努めてまいります。

交通安全対策につきましては，引き続き「交通安全の日」立哨活動や各季交通キャンペーンを実施してまいります。また，新たに子どもや高齢者などを対象に実技を取り入れた講習会を開催してまいります。

安全な消費生活につきましては，消費者行政活性化基金事業を活用いたしまして，消費者相談体制の充実と消費生活相談員の資質向上に努めるとともに，消費者講座の開催など啓発活動に取り組み，消費者問題に適切，迅速に対応してまいります。

第3は，『まちの元気をつくる』についてであります。

初めに，「地域を支える産業の元気と働く環境づくり」について申し上げます。

農業につきましては，地域の特性や消費者ニーズ，市場動向などをとらえた中で，県やＪＡとの連携による生産，販売に結びつく環境と体制づくりを進め，農業従事者の所得向上と生産意欲の向上に努めてまいります。また，県制度とあわせて拡大意欲のある生産者や新規就農者への支援，サポートクラブ等の組織化を推進してまいります。

耕作放棄地の対策につきましては，中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全対策事業の実施により，地域が一体となって発生防止及び解消を図り，農村環境の保全に努めてまいります。

生産性の向上につきましては，町屋地区圃場整備事業を推進するとともに，土地改良区との共同による農業施設の維持管理に努めるなど，効率的で生産性の高い生産基盤づくりを進めてまいります。さらには，昨年度に組織化された地域農業再生協議会と連携して，農業者戸別所得補償制度，担い手対策及び耕作放棄地対策など総合的な農業施策の推進を図ってまいります。

林業の振興につきましては，引き続き森林湖沼環境税を活用した間伐等により，森林の持つ公益的機能の確保に努めるとともに，5年間の期限付条例で制度化された森林湖沼環境税が最終年度を迎えるため，関係機関と連携し継続に向けた取り組みを進めてまいります。

畜産業につきましては，引き続き里美振興公社，茨城大学との産学官連携を進めるとともに，堆肥の利用による循環型農業を推進し，振興を図ってまいります。

広域的な農林道の整備につきましては，県北東部地区広域農道及び奥久慈グリーンライン全線の早期完成に向けまして，国・県への要望活動を続けてまいります。なお，ふるさと農道については，今年度に事業が完了する予定であります。

地産地消の推進につきましては，ＪＡ茨城みずほや地域の農業生産団体との連携により，市内直売所や学校給食への利用拡大を進めてまいります。また，地場農産物の利用促進計画を策定するとともに，新商品づくりに向けた生産者への支援及び企業との連携による農商工連携を進めてまいります。さらには，引き続き朝市への支援及び地場産品のＰＲ活動に努め，一層の普及拡大を図ってまいります。

雇用対策につきましては，県補助金を活用した雇用対策事業に取り組むとともに，関係機関との連携を図りながら，立地企業の雇用拡大を推進してまいります。また，優良企業の誘致と立地

企業のフォローアップに努め、若者の雇用の場の確保と従業員の定住に向けた支援を推進してまいります。

次に、「地域ブランドと交流空間づくり」について申し上げます。

地域資源のブランド化につきましては、常陸太田市産コシヒカリ、ブドウ、常陸秋そば、樹上脱渋柿などの生産拡大と品質の向上及び販路拡大に努めるとともに、消費者が認める地場産品の特産品化を推進する体制づくりを進めてまいります。また、地場産品を利用した加工品の研究・開発、商品化を支援し、それらのPR活動の強化を図ってまいります。

体験・滞在型観光の推進につきましては、地域資源を生かした常陸太田ツーリズムの創出により交流人口の拡大を目指しておりますが、昨年4月から地域協力活動に従事している「地域おこし協力隊」を増員することにより、地域資源を生かした着地型ツアーの企画と実施、新商品の開発、独自の媒体やネットワークを活用した情報発信などの取り組みと活動を積極的に推進してまいります。また、宿泊機能を有する体験型の交流施設として、旧金砂小学校の改修整備を進めていますが、利用者に豊かな自然や歴史・農林業・食などのさまざまな資源を活用した体験メニューを提供するため、地域と連携した運営体制づくりを進めてまいります。さらに教育旅行、ジオツーリズム等の受け入れ態勢を整備し、新たな旅行商品の創出に取り組んでまいります。

エコミュージアム活動につきましては、地域の良さと愛着を再確認しながらコミュニティの醸成を図り、市民協働による元気な地域づくり、きずなづくりを推進してまいります。また、実施団体間の連携と協力を進めるためのネットワーク化を図ってまいります。

姉妹都市、友好都市等との交流につきましては、引き続き秋田市・仙北市との3市連携交流や中国・余姚市との交流を進めるとともに、新たに大分県臼杵市との間で、「豊後の国二孝女物語」の歴史を縁とする都市交流の推進について、具体的な検討、協議を進めてまいります。

第4は「まちづくりの推進のために」の行政力改革について申し上げます。

市民の自立的活動の育成・支援につきましては、これまで取り組んできた「市民提案型まちづくり事業」を初め、市民活動保険、備品貸し出し事業などの周知徹底を図り、市民自らが企画、行動する地域活力の創出や環境改善に向けた活動を積極的に支援してまいります。また、地域コミュニティのさらなる基盤強化を図るため「市民協働のまちづくりを考える会」からの提言を踏まえ、町会を初め、各種団体との十分な協議を行い、新たな地域コミュニティの組織づくりに取り組んでまいります。

広報・広聴活動の充実につきましては、ホームページに動画を取り入れ、観光やイベント、行政情報をわかりやすい内容に構成するとともに、高齢者や障害者、外国人にも利用しやすい機能を加えてリニューアルいたします。また、メールの一斉配信については、現在の災害情報に加え、観光・子育て・不審者情報などを配信するとともに、ツイッターやフェイスブックなどソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用を進めるなど、情報発信機能の充実を図ってまいります。

行政組織機構につきましては、各種施策に即応した組織の見直しを行うとともに、第2次定員管理適正化計画に基づき、引き続き職員数の抑制を図りながら、効率的、効果的な行政サービスの提供を図ってまいります。また、職員の資質向上につきましては、自己啓発意欲や政策形成能

力の向上を図るため、中央アカデミー研修や特別研修、OJTなど各種研修を行い人材育成に努めてまいります。

自主性・自立性の高い財政運営の確保につきましては、引き続き市税の公正、公平な課税に努めるとともに、使用料等についても市税等収納対策本部を中心として、関係部課が連携し収納に努めてまいります。また、コンビニエンスストアでの収納サービスを導入し、納税者等の利便性の向上を図るとともに、積極的に財源の確保に努めてまいります。

総合計画の適切な進行管理と評価による行政経営につきましては、施策目標の達成を目指し、毎年ローリング方式により実施計画を策定して進行管理を行っておりますが、個々の施策や事務事業の実効性を高めるために、PDCAマネジメントサイクルを徹底することにより効率的、効果的な行財政運営に努めてまいります。

産学官連携によるまちづくりの推進につきましては、茨城キリスト教大学及び常磐大学との連携協力協定のもとで、これまで公開講座の開設や地域づくり活動への参加協力などの人的交流を進めてきましたが、地域資源を活用した交流ネットワークの構築や新商品開発などにより、既存産業の活性化につながる新たな取り組みを推進してまいります。

以上、平成24年度の施政方針を申し上げましたが、本市が震災を乗り越え発展を遂げるためには、先に定めた「市震災復旧・市復興計画」「市放射性物質除染計画」を、市民、議会、行政が一丸となって着実に実行していかなければならないと考えています。改めまして、市民の皆様並びに議員各位のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本定例会に提案させていただきました平成24年度予算案を初め、各種案件につきましては、議題となりましたときに副市長及び担当部長からご説明を申し上げます。また、今会期中に消防ポンプ自動車購入の繰越明許費の補正1件、人事案件1件を追加提出させていただく予定でございますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

慎重にご審議の上、原案のとおり承認、可決、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、あいさつといたします。ありがとうございました。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

日程第3 報告第1号ないし報告第2号

議長（茅根猛君） 次、日程第3、報告第1号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号））、以上2件を一括議題といたします。

報告案件の説明を願います。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 提案者にかわりましてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきます。報告第1号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成24年3月5日提出、市長名でございます。

2ページをお開きいただきます。専決処分の写しでございます。地方税法等の改正に伴い、平成24年1月4日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。

記、常陸太田市市税条例の一部を改正する条例。平成24年1月4日、市長名でございます。

改正の内容につきましては、4ページからの新旧対照表でございますけれども、地方税法附則第42条の改正に伴い、市税条例の一部を改正するものでございまして、内容的には附則第19条、いわゆる東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の引用文言の改正及び文言の整理、条項の繰り上げでございます。

続きまして、報告第2号でございます。6ページをお開きいただきます。報告第2号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成24年3月5日報告、市長名。

7ページに専決処分書の写しでございます。専決処分書、「放射性物質汚染対処特別措置法」の施行に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成23年度常陸太田市市一般会計補正予算（第7号）。平成24年2月9日、市長名。

9ページをお開きいただきます。平成23年度常陸太田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ423万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ275億9,341万8,000円とする。平成24年2月9日専決、市長名。

事項別明細によりご説明いたします。14ページをお開きいただきます。

歳入でございます。14款国庫支出金でございますが、2項6目消防費国庫補助金といたしまして、歳出予算額と同額の423万8,000円を見込んでおります。

歳出でございますが、15ページ、8款1項5目災害対策費に「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき、プラトーさとみ周辺の放射性物質除染に伴う委託料など423万8,000円を計上いたしました。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

日程第4 議案第1号ないし議案第17号

議長（茅根猛君） 次、日程第4、議案第1号常陸太田市の歌の制定について、議案第2号常陸太田市暴力団排除条例の制定について、議案第3号常陸太田市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について、議案第4号常陸太田市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の制定について、議案第5号常陸太田市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の全部改正について、議案第6号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案

第7号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第8号常陸太田市市税条例の一部改正について、議案第9号常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について、議案第10号常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第11号常陸太田市介護保険条例の一部改正について、議案第12号常陸太田市火災予防条例の一部改正について、議案第13号常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について、議案第14号常陸太田市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第15号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第16号常陸太田市道路線の変更について、議案第17号常陸太田市道路線の認定について、以上17件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） それでは、議案書16ページをお開きいただきたいと思います。議案第1号常陸太田市の歌の制定について、常陸太田市の歌を次のように制定するものとする。平成24年3月5日提出，市長名。

提案理由でございますが、市のさらなる一体感の醸成及びふるさとに対する意識の高揚を図るため、市の歌を制定するものでございます。ご承知のように、平成16年12月1日に1市1町2村が合併をして7年が経過し、行政はもとより、市民、団体、企業など各般にわたり一体化に向けた取り組みが進められてきているところでございます。さらに一体感の醸成を図り、あすへの活力と郷土愛をはぐくむとともに、さきの東日本大震災からの一日も早い復旧・復興への願いを込めて市の歌の制定を行うものでございまして、本市出身の音楽家で常陸太田大使でもあるマシコタツロウ氏に作詞作曲を依頼して制作を進めてきているところでございます。

17ページに詩を18ページに楽譜を添付してございます。曲名を「空があるまち」とさせていただきます。

続きまして、19ページをお開きいただきます。議案第2号常陸太田市暴力団排除条例の制定について、常陸太田市暴力団排除条例を次のように制定するものとする。平成24年3月5日提出，市長名でございます。

提案理由ですが、常陸太田市からの暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保に寄与するため、本条例を制定するものでございます。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴対法による規制が平成20年に強化されたことを受けまして、本市といたしましても新たに本条例を制定するものでございます。

20ページをお開きいただきます。各条文について説明をいたします。第1条は目的でございます。第2条は暴力団等の定義。第3条は市や市民、事業者、関係機関等による連携協力のもと、暴力団の排除の推進をすることの基本理念でございます。第4条は、市の責務として、基本理念にのっとり暴力団の排除に関する施策を推進することを定めております。

21ページをお開きいただきます。第5条では市民等の責務、6条では不当要求に対する措置をそれぞれ定めております。第7条は、公共工事等に係る措置でございまして、暴力団員または

暴力団員等と関係を有する者を入札に参加させないために必要な措置を講ずることとするものでございます。第8条では、青少年に対する教育等に関し、適切な措置を講ずること、第9条では、市民等に対する支援、第10条では、暴力団の排除に推進する機運の醸成を図るため、市は必要な広報及び啓発活動を行うこと。

22ページになりますが、第12条及び第13条では、暴力団の威力利用の禁止や暴力団員等に対する利益供与の禁止をそれぞれ定めております。いわゆる暴対法は、暴力団そのものを取り締まる法律であるのに対し、本条例は暴力団の排除に関して市、市民、事業者に対する責務を規定するものでございます。

附則で本条例は本年4月1日から施行すると定めてございます。

続きまして、23ページをお開きいただきます。議案第3号常陸太田市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について、常陸太田市墓地等の経営の許可等に関する条例を次のように制定するものとする。平成24年3月5日提出、市長名。

提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年8月30日に公布。墓地埋葬等に関する法律の一部が改正され、平成24年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定するものでございます。

墓地埋葬等に関する法律第10条に規定する墓地等の経営の許可等につきましては、県知事の許可事務とされておりますが、本市におきましては、平成12年度から市長にその権限が移譲され、県条例の規定に基づき事務処理を行っているところでございます。今回、同法律の規定が県知事の許可から市長の許可に改正されたことに伴い、県条例の規定に合わせまして必要な事項を市条例で定めるものでございます。

24ページをお開きいただきます。各条文の説明をいたします。第1条は趣旨、第2条は用語の定義でございます。第3条は、墓地等の設置場所の基準でございます。第1号で使用道路や学校、病院、人家からの距離。第2号では、飲料水を汚染するおそれのないことを基準として規定しております。第4条では、墓地等の構造設備の基準でございます。第5条から25ページ、7条までですけれども、墓地等の経営の許可、変更許可及び廃止許可の申請に必要な事項の規定でございます。8条はみなし許可に係る届け出、9条は工事完了時の届け出に関する規定でございます。

附則で平成24年4月1日から施行するものであることを定めております。また、26ページの附則2、3で経過措置を規定してございます。

27ページから33ページに本条例の施行規則を添付してございます。

続きまして、34ページをお開きいただきます。議案第4号常陸太田市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の制定について、常陸太田市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例を次のように制定するものとする。平成24年3月5日提出、市長名でございます。

提案理由ですが、中小企業社等の事業の再生の促進を図るため、本条例を制定するものです。

内容について説明させていただきますが、このことに関しましては、現在、本市を含む県内市町村と茨城県信用保証協会が中小企業等への融資について保証をする自治金融、振興金融といった市町村中小企業金融制度がございます。この市町村中小企業金融制度により融資を受けた中小企業者が支払い困難となった場合に、茨城県信用保証協会は代位弁済するとともに求償権を取得します。この代位弁償権により生ずる茨城県保証協会の損失を補償するため、本市と茨城県信用保証協会との間で損失補償金寄託契約を締結しておりまして、茨城県信用保証協会が求償権を行使し回収金を得ることで、本市においても回収納付金を受け取る権利を有することになります。

この市町村中小企業金融制度により融資を受けている中小企業者が、東日本大震災などの原因により既往債務と事業再建のための新規資金調達返済が困難となる、いわゆる二重債務の問題に陥った場合、茨城県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資をして、平成23年11月に設立しました茨城県産業復興機構におきまして、再建見込みがあると判断した場合に債権買い取りが可能となります。そのため、市町村中小企業金融制度の融資の債権が茨城県産業復興機構に買い取られることとなった場合に、茨城県信用保証協会からの回収納付金を受け取る権利の放棄が必要となります。この回収納付金の権利の放棄につきましては、地方自治法第96条の第10号で定める市町村議会の議決事項に該当しますが、中小企業者の円滑な再建を促すためには迅速に対応していく必要があることから、市長の承認による権利の放棄ができるよう市条例で定めるものでございます。

35ページをお開きいただきます。各条文でございますが、第1条は目的、第2条は用語の定義、第3条は求償権の不等価譲渡をする場合、1号に求償権の不等価譲渡及び求償権を放棄する場合を2号から7号までに規定しております。

附則で24年4月1日から施行するものとしてございます。

続きまして、37ページをごらんいただきます。議案第5号常陸太田市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の全部改正についてでございます。常陸太田市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例を全部改正し、常陸太田市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例を次のように制定するものとする。平成24年3月5日提出、市長名。

提案理由でございます。都市計画法第34条第11号及び第12号に基づく市街化調整区域に係る開発行為の許可を可能とする制度の導入に伴い、許可基準等について必要な事項を定めるため、本条例の全部改正を行うものでございます。

この制度の目的でございますが、本市活性化のため市街化調整区域におきまして、申請者の出身要件等を問わずにだれでも住宅や一定の小規模な店舗、事業者の立地を許可する、いわゆる区域指定制度を積極的に活用することにより、居住地の確保や利便性の向上による定住人口の増加促進と交流人口の拡大を図るものでございます。

条文ごとにご説明させていただきます。

38ページ、1条は趣旨でございます。第2条は定義でございます。第1項は線引き、第2項は既存集落を市街化調整区域において、おおむね50以上の建築物が連担しているものと定義づ

けておりました。以下、沿道型集落、依存型集落、独立型集落、その他の集落、そして、第3項は専用住宅を定義づけております。第3条は、建築物の敷地面積の最低限度として300平方メートルとしています。4条は、第34条第1項第11号の規定により、条例で指定する都市の区域としての要件を第1号から第7号に、そして、第2項は細目について規則で定めること、第3項は常陸太田市都市計画審議会の意見を聞くことを定めております。第4項は図面の閲覧、第5項は準用について定めております。

40ページ、第5条は予定建築物の用途の定めでございます。第6条は開発行為の定めでございます。

42ページ、第7条及び8条は、現行条項の繰り下げでございます。

附則で、この条例は平成24年4月1日から施行するとしてございます。

43ページには、参考といたしまして条例の施行規則を添付させていただいております。

続きまして、議案第6号、50ページをお開きいただきます。議案第6号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成24年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、スクールカウンセラーの勤務及び活用について柔軟な対応を図るため、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきまして、52ページをお開きいただきます。別表第1のスクールカウンセラーの報酬額につきましては、県費負担市町村派遣スクールカウンセラー取り扱い要綱で、1時間当たり5,000円と定めているところでございます。本市といたしましてはこれを準用して、1日の勤務時間を4時間として、その報酬額を日額2万円と定めてきたところでございますが、ここ数年、児童生徒の人間関係や学校不適應等の問題に関する教育相談、さらには子育てに関する悩みなどの保護者面談の増加等により、これまでの勤務では対応し切れない状況になってございます。こうした状況に対応するため、一日の勤務時間を8時間として日額を4万円以内の額で市長が定めるものと改正するものでございます。

前のページの附則でございますが、平成24年4月1日から施行するものと定めてございます。

53ページをお開きいただきます。議案第7号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。常陸太田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成24年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、昨年9月30日に出された人事院勧告に準じた措置を講ずることに伴い、本市職員の給与を改善するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

今回の改正点は2点ございます。1点目は、給与構造改革時における新給料表への切りかえに伴い、従前給料額との差額分として支給しておりました経過措置額を減額及び廃止することであり、2点目は、この経過措置額の減額分を原資として給与構造改革後に抑制されていた若年及び中堅層職員の昇給を回復することの2点でございます。

改正の詳細につきましてご説明いたします。54ページで説明させていただきます。経過措置額を支給することについて定めております平成18年改正条例，附則第7項中に，支給期間及び減額率を追加規定し，平成24年度については経過措置額を2分の1減額して支給することとするものでございました。従いまして，この期間以外の平成25年度以降につきましては，これを支給しないことになるものでございます。

次に，若年及び中堅層の職員の昇給回復につきましては，本条例附則第2項におきまして規定しておりまして，平成24年4月1日現在で36歳未満の職員につきましては2号級，36歳以上42歳未満の職員につきましては，1号級上位の昇給にそれぞれ調整をするものでございます。

最後に，施行期日につきましては，本条例附則第1条におきまして平成24年4月1日から施行するものとしてございます。

続きまして，56ページをお開きいただきます。議案第8号常陸太田市市税条例の一部改正について，常陸太田市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成24年3月5日提出，市長名でございます。

提案理由でございますが，経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し，地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月5日に公布，その一部が同日から施行されたことに伴い，本条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきまして，59ページからの新旧対照表でご説明させていただきます。第72条につきましては，県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲することに伴う税率の変更でございます。

附則第7条，退職所得の10%税額控除の廃止に伴う削除でございます。

附則14条の2につきましては，県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲することに伴う，いわゆる特例税率の変更でございます。

附則第22条につきましては，平成26年度から平成35年度までの各年度分の均等割の税額を本則の税率に500円を加算した額とされたことによる規定の追加及び14条の規定が適用される場合の読みかえ規定の追加でございます。

57ページにお戻りいただきまして附則がでございます。第1条は施行規則で，第1号及び第2号に掲げる規定を除き，公布の日から施行するものでございます。第2条は市民税に係る経過措置，第3条は市たばこ税に関する経過措置でございます。

続きまして，61ページをお開きいただきます。議案第9号常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について，常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成24年3月5日提出，市長名。

提案理由でございます。危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令及び危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令が，平成23年12月21日に公布，地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める

金額等に定める省令が改正されまして、それぞれ平成24年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきまして、63ページから67ページの新旧対照表でご説明させていただきます。揮発性の高い危険物を貯蔵する際に、その揮発を抑えるためにタンク内に浮きぶたを設けております。その浮きぶた付の特定屋外貯蔵タンクに係る技術上の基準が新たに設けられたことに伴い、危険物施設の設置許可などに関する審査手数料を定めた常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例別表中の第3項のうち、第4号及び第5号につきまして、結局、このことにつきましては、本市内には現在該当する施設はないわけでございますけれども、浮きぶた付特定屋外タンク貯蔵所をそれぞれ加えたものでございます。

附則で平成24年4月1日から施行するものとしてございます。

続きまして、68ページをお開きいただきます。議案第10号常陸太田市医療福祉費の支給に関する条例の一部改正について、常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成24年3月5日提出、市長名でございます。

提案理由ですが、医療福祉費支給に係る妊産婦の支給要件の拡充及び支給制限の見直し等に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、本市の少子化対策事業の一環として、妊産婦（マル福）の支給要件である対象疾病を拡大しまして、健康保険適用に係る医療費全般とするとともに、支給制限である所得制限を撤廃し、すべての妊産婦を支給対象とすることによるものでございます。

71ページをお開きいただきます。新旧対照表でご説明させていただきます。

第4条、支給要件及び給付方法でございます。第1項につきましては、妊産婦マル福の支給要件を削除するものでございます。

72ページから73ページをお開きいただきます。6項につきましては、今回の改正による対象者への給付方法を現物支給から除くものでございます。8項につきましては、当該対象者への給付方法を償還払いとするものでございます。

75ページをお開きいただきます。第5条、支給制限でございます。第1項につきましては、妊産婦の所得制限の撤廃により、第1号を削除し、各号の順次繰り上げを行うものでございます。

71ページ及び72ページに戻りまして、第2条及び第3条につきましては、今回の改正に伴い、文言の整理を行うものでございます。

70ページに戻りまして附則でございますが、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

附則の2で、この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給につきましては、従前の例によることを定めてございます。

77ページをお開きいただきます。議案第11号常陸太田市介護保険条例の一部改正について、常陸太田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成24年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、介護保険事業計画の見直しに伴う介護保険料率の改正を行うこと等

に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、79ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

第5条におきましては計画年度、さらに1号から第6号につきましては、所得段階区分ごとに保険料率を定めるものでございます。

79ページ、第2号から第6号に掲げる金額を記載のように変更してございます。

78ページに戻りまして、附則ですが、第1項は施行日を定めているものでございます。第2項は、平成23年度以前の保険料の経過措置でございます。第3項は、一部軽減できる規定を定めるものでございます。第1号では第3段階のものについて、第2号では第4段階のものについて、所得要件により軽減できる保険料率を定めるものでございます。

続きまして、80ページをお開きいただきます。議案第12号常陸太田市火災予防条例の一部改正について、常陸太田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成24年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、危険物の規制に関する政令を一部改正する政令が平成23年12月21日に公布、平成24年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

83ページをお開きいただきます。内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきます。

危険物の規制に関する政令の改正により、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法上の第1類の危険物に追加されたことに伴い、本条例の附則第3項から第6項を改正するものでございます。政令で定める指定数量の5分の1以上指定数量未満の炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を貯蔵または取り扱っている場合に対し、貯蔵取り扱いに関する経過措置を定めたものでございます。

附則で平成24年4月1日から施行するものとしてございます。

85ページをお開きいただきます。議案第13号常陸太田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成24年3月5日提出、市長名。

提案理由でございます。公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって、参酌すべき基準を定める省令が平成23年12月1日に公布、平成24年4月1日に施行されること等に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、87ページの新旧対照表で説明させていただきます。

第2条第2項の表、天下野公民館の項中、公民館の位置につきましては誤りがありましたので、今回の条例改正に合わせて、4689番地を4848番地に改めるものでございます。

次に、第5条の公民館運営審議会の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会教育法の一部改正が行われ、これまで法律に定められておりました公民館運営審議会の委員の委嘱の基準が削除され、省令の基準に参酌して条例で定めることとされました。これを受けまして、88ページの条例、第5条第3項におきまして、公民館運営審議会委員の委嘱の基準について、新たに項を追加して定

めるものでございます。第5項につきましては、法改正に伴う引用条項の改正となります。

86ページに附則がございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第5条の改正規定は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、89ページをお開きいただきます。議案第14号常陸太田市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成24年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、図書館法施行規則の一部を改正する省令が平成23年12月1日に公布、平成24年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、91ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。今回の改正につきましては、前の議案第13号と同様でございます。いわゆる地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、図書館法の一部改正が行われ、これまで法律で定められていた図書館協議会の委員の任命の基準が削除され、省令の基準を参酌して条例で定めることとされました。これを受けまして、条例第5条第3項において、図書館協議会委員の任命の基準について新たに項を追加して定めるものでございます。

90ページに附則がございますが、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、92ページをお開きいただきます。議案第15号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、常陸太田市森林バイオマスリサイクルセンターの設置及び管理に関する条例第3条の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。平成24年3月5日提出、市長名。

記、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、常陸太田市森林バイオマスリサイクルセンター。指定管理者となる団体の名称は、有限会社バイオマスリサイクルセンター。指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。

提案理由でございますが、地方自治法第244条の2第6項の規定により、常陸太田市森林バイオマスリサイクルセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、93ページをお開きいただきます。議案第16号常陸太田市道路線の変更についてでございます。常陸太田市道路線を変更したいので、道路法第10条第3項の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。平成24年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、道路整備等に伴い、市道路線を変更するものでございます。具体的には、都市計画道路木崎稲木線整備に伴うものが3路線、市街地に接する市道の延長1路線、その他道路整備に伴う1路線の変更でございます。94ページに市道路線変更となる路線名、起点、終点、幅員、延長を記載してございます。市道5路線の変更による差し引き延長距離は95.2メートルの減となっております。

95ページから100ページにつきましては、それぞれの路線の市道路線変更位置図、市道路

線変更図を記載してございます。

続きまして、101ページをお開きいただきます。議案第17号常陸太田市道路線の認定についてでございます。常陸太田市道路線を認定したいので、道路法8条第2項の規定により、次の通り議会の議決を求める。平成24年3月5日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、道路整備等に伴い、市道認定をするものでございます。具体的には、市街地に接する農道を市道認定するもの等を初め、都市計画道路木崎稲木線整備に伴うもの、それから、民間住宅開発に伴うもの等でございます。

102ページに市道認定をいたします路線名、起点、終点、幅員、延長を記載してございまして、12路線の認定による延長距離は4,908.5メートルでございます。

103ページから115ページにつきましては、それぞれの市道路線認定位置図、市道路線認定図を記載してございます。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

日程第5 議案第18号ないし議案第27号

議長（茅根猛君） 次、日程第5、議案第18号平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）について、議案第19号平成23年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第20号平成23年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第21号平成23年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第22号平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、議案第23号平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）について、議案第24号平成23年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第25号平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第26号平成23年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第4号）について、議案第27号平成23年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第4号）について、以上10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） それでは、別冊横長のつづり、1ページをお開きいただきます。議案第18号平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）についてでございます。平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10億4,764万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ265億4,577万円とする。第2条は繰越明許費の補正、第3条が債務負担行為の補正、第4条が地方債の補正でございます。平成24年3月5日提出、市長名。

13ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

1款市税1項市民税でございますが、現年課税分につきましては、東日本大震災による減免や雑損控除により3,141万3,000円を減額いたしました。滞納繰り越し分につきましては、増

収が認められることから、1,161万2,000円を増額いたしました。2項固定資産税につきましても震災による減免などを見こみまして、現年課税分2,170万1,000円を減額し、滞納繰り越し分につきましては633万8,000円を増額いたしました。

9款地方特例交付金の減額、それから、14ページの10款地方交付税の増額につきましては、それぞれ交付額の決定によるものでございます。

13款1項5目商工使用料につきましては、竜神大吊橋の渡橋者の減少により3,306万6,000円を減額いたしました。2項2目衛生手数料の増額につきましては、ごみ搬入量の増加に伴うものでございます。

14款国庫支出金でございますが、1項1目民生費負担金につきましては、子ども手当の支給額が変更となりましたことから5,219万3,000円を減額いたしました。

15ページの2項1目総務費国庫補助金につきましては、地上デジタル放送への施設整備に取り組む団体がなかったために1,000万円全額を減額いたしました。3目の衛生費国庫補助金の補正でございますが、瓦れき処理に要する経費といたしまして、災害ごみ処理費補助金1億2,776万3,000円を見込んでおります。5目3節住宅費補助金につきましては、東日本大震災被害者対策費交付金を対象としまして地域住宅交付金が採択を受けたことから、5,839万円の増額を見込んだものでございます。8目災害復旧費国庫補助金につきましては、歳出予算の補正減額により、その財源を減額するもの、それから、補助査定の完了により財源が見込めることになったものを計上してございます。

16ページをお開きいただきます。15款県支出金の1項1目民生費県負担金の減額につきましても子ども手当の支給額変更などによるものでございます。2項2目民生費県補助金の4節災害救助費等補助金につきましては、茨城県の復興まちづくり基金を財源とした市町村復興まちづくり支援事業費交付金1億9,000万円を計上いたしました。災害救助費補助金5,096万7,000円につきましては、避難所経費や被災者の住宅借り上げに要した経費などでございます。また、3項の衛生費県補助金、それから、2節清掃費補助金につきましても国庫支出金同様、瓦れき処理に要する経費として災害ごみ処理費補助金1億4,096万6,000円を見込んでおります。

17ページの3目合併市町村県補助金でございますが、7,121万5,000円を減額しております。平成22年度合併特例事業の繰り越しにより、公債費の償還額が減少したことにあわせて補助金を減額したものでございます。

18ページをお開きいただきます。18款2項基金繰入金につきましては、歳入の増額と事業の確定などにより歳出が減額となりますことから、財政調整基金などの繰り入れを減額するものでございます。

19ページの市債でございますが、歳出予算の減額により、4目合併特例債、7目災害復旧債を減額といたしました。5目臨時財政対策債につきましては、配分額が確定したことにより補正したものでございます。

次に、歳出でございます。

今回の補正予算には各事業の内容、数量等の確定あるいは契約差金、基金利子を積み立てるも

の、その他制度の確定などによるものが主な内容でございますので、大きく増減するものを中心に
ご説明をいたします。

20ページをお開きいただきます。2款1項1目一般管理費の3節退職手当特別負担金5,510万円の補正につきましては、当初定年退職者分を見込んでおりましたが、勤奨退職7名、死亡退職2名分の経費を追加するものでございます。

9目情報通信管理費でございますが、22ページに移りまして、19節負担金補助及び交付金におきまして、地上デジタル放送への施設整備に取り組む自主共聴組合がなかったために、補助金1,100万円を減額してございます。

3款民生費でございます。27ページをお開きいただきます。2項3目の児童措置費では、子ども手当が10月支給分より改正となったことから、扶助費5,213万4,000円を減額いたしました。3項の生活保護費の2目扶助費でございますが、被保護者数の増加により2,837万9,000円を増額いたしました。

28ページでございます。4項1目災害救助費の委託料でございますが、震災ごみの処理に要する経費の減額が見込まれるため、1億3,000万円を減額いたしました。

29ページの4款1項7目環境衛生費の補正につきましては、上水道統合事業における事業費が減額となりますことから6,140万円の減額でございます。

30ページにかけまして、じんかい処理費でございますが、ごみ搬入量が増加したことなどに伴い、事業費などごみ処理経費を増額いたしました。

5款農林水産業費の1項5目の農地費の補正でございます。32ページをお開きいただきますが、農地・水・環境保全向上共同活動支援交付金の減額につきましては、国・県の助成分が直接団体に交付されることになったため、1,923万5,000円を減額したものでございます。また、28節繰出金2,398万5,000円の減額につきましては、農業集落排水事業特別会計におきまして歳出予算が減額となったことによるものでございます。

40ページでございますが、10款災害復旧費でございます。それぞれの事業費が固まってきたことから予算を減額するものでございます。増額するものとしたしましては、41ページの東日本大震災農業生産対策事業費補助金につきまして、土地改良施設や農業共同施設の復旧費が確定したことから646万5,000円を増額いたしました。

42ページをお開きいただきます。11款1項公債費でございますが、平成22年度債の借入れが終了しまして支払額が確定したことから、元金730万円、利子4,337万4,000円を減額いたしました。

7ページにお戻りいただきたいと思います。繰越明許費の補正でございます。追加でございますが、8ページにかけまして、合計25事業15億7,995万6,000円の繰越明許費を計上しております。被災した住民の建物修繕に係る時間的猶予を考慮したこと、それから、河川敷内の工事協議や用地補償、電柱等の移設などに不測の日数を要したこと、関係機関との調整に日時を要したことなどから事業を翌年度に繰り越すものでございます。

9ページをお開きいただきます。債務負担行為の補正でございます。地方債証券共同発行連帯

債務を追加するものでございますが、県と5市の共同により「大好きいばらき県民債」を発行するため、本市の持ち分1億円を除きます39億円と、これに対する利子相当額を補正するものでございます。

10ページは地方債の補正でございます。歳出予算の減額や臨時財政対策債の確定により、地方債の限度額合計21億3,250万円を25億6,000万円とするものでございます。

続きまして、議案第19号でございます。平成23年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)でございます。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,448万5,000円とする。平成24年3月5日提出、市長名。

今回の補正予算につきましては、主に国保連合会の共同事業交付金及び拠出金の額の確定、一般会計からの法定繰入金の増額調整に係る補正でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございますが、3款の国庫支出金につきましては、特別調整交付金の増によるもの、7款1項1目の交付金につきましては、それぞれ額の確定によるもの、8款の財産収入につきましては、支払準備基金利子でございます。

9款1項1目の一般会計繰入金、2項1目の支払準備基金繰入金につきましては、法定繰入金の増減の調整及び歳入歳出の予算調整によるものでございます。

7ページをお開きいただきまして歳出でございます。

第1款の総務費につきましては、職員人件費国保連合会負担金に係る増減の調整でございます。

7款1項1目の拠出金につきましては、1目及び2目の拠出金につきましては、それぞれ額の確定に伴うものでございます。

8ページの9款基金積立金につきましては、支払準備基金利子の積み立てを行うものでございます。

続きまして、議案第20号平成23年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,551万5,000円とする。平成24年3月5日提出、市長名。

今回の補正予算につきましては、共済費の率の変更及び電算委託料の確定に伴う補正でございます。

6ページの事項別明細歳入でございます。

3款の繰入金、歳出補正に係る財源について一般会計からの繰入金の増減の調整に係る補正でございます。

7ページをお開きいただきまして、歳出でございますが、1款の総務費でございますけれども、職員共済組合負担金の増及びコンビニ収納導入に伴う電算委託料の契約差金の減額によるものでございます。

続きまして、議案第21号平成23年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてでございます。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,428万5,0

00円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,609万円とするものでございます。平成24年3月5日提出、市長名。

9ページから事項別明細歳入でございます。

3款から5款につきましては、介護給付費の増に伴う国・県等の支出金、震災に係る国庫補助金の増及び地域支援事業費の減に伴う補正でございます。

7款1項1目介護給付費繰入金につきましては、介護給付費の増、2目3目の地域支援事業費繰入金につきましては、地域支援事業費の減、4目その他の一般会計繰入金につきましては、職員人件費の減に伴う補正でございます。

7款2項1目支払準備基金繰入金につきましては、調整に伴う減額、また、2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては、基金廃止に伴う補正でございます。

9款4項3目雑入につきましては、災害に伴う国民健康保険団体連合会からの支援金の支給に係る増額及び地域支援事業利用率の減額に伴うものでございます。

歳出は8ページからでございます。

1款1項1目の一般管理費から3項2目の介護認定調査会費につきましては、職員の異動や介護認定審査会の委員報酬等の減額によるものでございます。

2款1項1目及び4目、それから9ページの6目、10ページの6項1目につきましては、それぞれ給付件数の増に伴う補正でございます。

8ページの2款、それから1項2目及び9ページの5目、2項2目、4目及び5項1目につきましては、それぞれ給付件数の減に伴う補正でございます。

10ページをお開きいただきますが、4款1項1目につきましては、郵便料や送迎利用者の減に伴うもの、4款2項1目の総務費につきましては、地域密着型サービス事業所の指定申請がないことが確定したため、運営委員会の開催がなくなったことによる減額補正でございます。

8款3項1目諸支出金の食費・居住費補助金につきましては、東日本大震災に伴う食費、居住費の現年分の件数の増に伴う増額補正でございます。

11ページをお開きいただきます。

9款1項1目の予備費につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例基金廃止に伴う繰入金分を補正するものでございます。24年度に繰り入れ返還し、精算する予定としてございます。

続きまして、議案第22号でございます。平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億399万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,025万4,000円とするものでございます。以下、第2条、繰越明許費及び第3条地方債の補正でございます。平成24年3月5日提出、市長名。

4ページをお開きいただきます。繰越明許費でございます。

平成23年度の公共下水道及び特環下水道工事におきましては、震災復旧工事を最優先したことにより、年度内の工事完了ができないため繰り越すものでございます。また、公共下水道及び特環下水道工事の災害復旧工事の一部につきましても水道管移設及び迂回の調整に日数を要した

こと等により、年度内完成ができなくなったため繰り越すものでございます。那珂久慈流域下水道建設工事費負担金及び那珂久慈流域下水道施設災害復旧費負担金につきましては、県より予算繰り越しの通知がございましたことにより繰り越すものでございます。

次に、5ページでございます。地方債の補正でございます。

公共下水道、流域下水道、特環下水道建設事業費の減によるものでございます。

8ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

1款1項1目受益者分担金及び2項1目受益者負担金でございますが、いずれも災害復旧工事を優先したことにより、本年度の予定整備が一部になったための減額でございます。

2款1目下水道使用料でございますが、下水道使用水量の増加による増額でございます。

3款1目下水道事業国庫補助金の減は、補助事業費に対する国の内定額の減によるものでございます。

9款1目下水道事業債及び2目の過疎対策事業債の減は、補助事業に対する国の内定額の減に伴う補助事業費及び関連する単独事業費の減によるものでございます。

9ページの歳出でございます。

1款下水道事業費でございます。1目公共下水道及び3目特環下水道の委託料の減額につきましては、コンビニ収納業務に係る追加負担と下水道台帳作成委託料等の入札差金によるもの、1目公共下水道費及び3目特環下水道費の工事請負費の管渠整備工事の減額につきましては、国の内定額の減に伴う補助事業対象工事及び関連する単独工事の減によるもの、2目の流域下水道費につきましては、那珂久慈流域下水道建設工事費負担金の減及び流入汚水量の増に伴う維持管理費負担金の増によるものでございます。

10ページは、2款公債費でございます。2目利子は、償還利子の確定によるものでございます。

続きまして、議案第23号平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,398万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,088万7,000円とする。第2条は繰越明許費でございます。平成24年3月5日提出、市長名。

まず、4ページでございますが、繰越明許費でございます。

水道管移設及び迂回の調整に日数を要したことにより、年度内の工事完了ができないため繰り越すものでございます。

7ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

5款1目一般会計繰入金金の減額でございますが、事業費の減によるものでございます。

8ページをお開きいただきます。歳出でございます。

1款農業集落排水事業費でございます。1目の総務管理費の委託料の減額につきましては、コンビニ収納業務に係る追加負担と処理施設保守点検業務委託料及び農集排施設台帳作成委託料等の入札差金によるもの。工事請負費の減額につきましては、非常通報装置切りかえ工事の入札差金及び維持補修工事の確定によるものでございます。

2 款公債費の減額につきましては、償還利子の確定によるものでございます。

続きまして、議案第 2 4 号平成 2 3 年度常陸太田市戸別処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。第 1 条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,910 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,309 万 2,000 円とするものでございます。第 2 条は地方債の補正でございます。平成 2 4 年 3 月 5 日提出、市長名。

4 ページをお開きいただきます。地方債補正でございます。

戸別合併処理浄化槽設置整備事業費の減によるものでございます。

7 ページ、事項別明細の歳入でございますが、1 款分担金及び負担金、3 款の国庫支出金、4 款の繰入金及び 7 款の市債につきましては、浄化槽設置基数の減によるものでございます。

8 ページは歳出でございます。

1 款 1 目戸別合併処理浄化槽設置整備事業費でございますが、農業集落排水事業特別会同様、委託料の減額につきましては、コンビニ収納業務に係る追加負担と浄化槽清掃業務、測量調査設計業務及び施設管理業務委託料等の入札差金によるもの、工事請負費につきましては、浄化槽設置工事の減によるものでございます。

続きまして、議案第 2 5 号平成 2 3 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 4 1 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,431 万 5,000 円とする。第 2 条、地方債の廃止及び変更は、第 2 表地方債補正による。平成 2 4 年 3 月 5 日提出、市長名でございます。

4 ページをお開きいただきまして、地方債補正でございます。現年度発生単独災害復旧事業債を廃止するとともに、簡易水道事業債に関しましては、事業費の減により変更するものでございます。

7 ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

1 款 1 項 1 目の 1 0 0 万円の増額は、新規加入者の増によるものでございます。

2 款 1 項 1 目簡易水道使用量の 1 5 5 万円の減額につきましては、災害等における使用水量の減によるものでございます。

4 款繰越金でございますが、前年度繰越金は、財政健全化を図るため、災害復旧事業債の財源を廃止し、繰越金に変更するものでございます。

6 款 1 目簡易水道事業債 8 5 0 万円の減額は、事業費の減によるもの、2 目の災害復旧事業債 2 2 0 万円の廃止は、財政健全化を図る上で前年度繰越金の事故財源で対応するためでございます。

8 ページの歳出でございますが、1 款 1 項 1 目一般管理費 9 6 万 2,000 円の減額は、料金等改定システム変更業務委託料の減、それから、3 項 1 目配管費 8 4 5 万 3,000 円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

議長（茅根猛君） 上下水道部長。

〔上下水道部長 鈴木則文君登壇〕

上下水道部長（鈴木則文君） それでは、議案第26号及び議案第27号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第26号平成23年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。第1条は総則でございます。第2条、収益的収入及び支出の補正で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款水道事業収益を29万9,000円増額し、11億9,964万2,000円とするものでございます。

支出の第2款水道事業費用を144万4,000円増額し、11億2,529万8,000円とするものでございます。第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費を144万4,000円増額し、1億7,640万円に改めるものでございます。平成24年3月5日提出、市長名でございます。

詳細につきましては、補正予算明細書にてご説明を申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。

1款2項4目雑収益の29万9,000円の増額につきましては、コンビニ収納負担金によるものでございます。

次に、9ページの支出でございますが、2款1項営業費用の144万4,000円の増額は、基礎年金拠出に係る公的負担率の改正に伴うものでございます。

続きまして、議案第27号平成23年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

1ページをお開きください。第1条は総則でございます。第2条は、収益的収入及び支出の補正で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。支出の第2款工業用水道事業費用を11万6,000円増額し、7,574万8,000円とするものでございます。第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費を11万6,000円増額し、1,385万5,000円に改めるものでございます。平成24年3月5日提出、市長名でございます。

詳細につきましては、補正予算明細書にてご説明を申し上げます。

7ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出でございます。2款1項4目総係費の11万6,000円の増額につきましては、基礎年金拠出金に係る公的負担率の改正に伴うものでございます。

以上です。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。午後1時まで休憩いたします。

午後 0 時 1 0 分休憩

午後 1 時 0 1 分再開

議長（茅根猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6 議案第 2 8 号ないし議案第 3 7 号

議長（茅根猛君） 次，日程第 6，議案第 2 8 号平成 2 4 年度常陸太田市一般会計予算について，議案第 2 9 号平成 2 4 年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について，議案第 3 0 号平成 2 4 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について，議案第 3 1 号平成 2 4 年度常陸太田市介護保険特別会計予算について，議案第 3 2 号平成 2 4 年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について，議案第 3 3 号平成 2 4 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について，議案第 3 4 号平成 2 4 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について，議案第 3 5 号平成 2 4 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について，議案第 3 6 号平成 2 4 年度常陸太田市水道事業会計予算について，議案第 3 7 号平成 2 4 年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について，以上 1 0 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） それでは，平成 2 4 年度常陸太田市予算書 3 ページをお開き願います。議案第 2 8 号平成 2 4 年度常陸太田市一般会計予算，平成 2 4 年度常陸太田市一般会計の予算は，次に定めるところによる。第 1 条，歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 3 9 億 5, 6 0 0 万円と定める。第 2 条が債務負担行為，第 3 条が地方債，第 4 条が一時借入金でございます。一時借入金の借り入れの最高額は 2 0 億円と定める。第 5 条が歳出予算の流用でございます。平成 2 4 年 3 月 5 日提出，市長名。

1 5 ページをお開きいただきます。事項別明細にて説明をさせていただきます。初めに歳入でございます。

1 款市税の 1 項 1 目市民税個人分でございますが，年少扶養控除の廃止などを見込みまして，9, 4 1 7 万 8, 0 0 0 円を増額し，2 4 億 6, 0 3 1 万 5, 0 0 0 円といたしました。

1 6 ページにかけての 2 項固定資産税につきましては 1 億 5, 6 9 1 万円を減額し，2 0 億 4, 5 0 6 万 3, 0 0 0 円でございます。評価がえや東日本大震災による家屋の損耗などを見込んだものでございます。

1 8 ページをお開き願います。2 款地方譲与税から 1 9 ページの 9 款地方特別交付金までは，地方財政計画における収入見込みや前年度の実績などを勘案し計上いたしました。

1 0 款地方交付税でございます。基準財政収入額の減少や合併特例債償還費，臨時財政対策債償還費の増額などを見込みまして，普通交付税 9 0 億 5, 0 0 0 万円，特別交付税 8 億 9, 0 0 0 万円といたしました。昨年度と比較して 4 億 3, 0 0 0 万円の増額であります。

1 1 款交通安全対策特別交付金につきましても，地方財政計画及び前年度の実績等を勘案して

計上したものでございます。

12款分担金及び負担金でございますが、1項分担金につきましては、移動通信用鉄塔施設整備事業に係るもの、20ページの2項負担金につきましては、一部事務組合等への派遣職員給与費負担金、老人施設入所者負担金、保育所入所児負担金などを見込んでおります。保育入所児負担金につきましては、従来まで第3子無料化に加え、二人以上保育所に入所している場合、二人目の子どもに係る負担金を月額3,000円減額することとして見込んだものでございます。

13款使用料及び手数料でございますが、1項3目衛生使用料については、瑞竜霊園墓所の残基数が減少することから1,229万9,000円の減額とし、5目商工使用料につきましては、竜神大吊橋渡橋者の減少により3,265万3,000円の減額といたしました。8目3節の幼稚園保育料につきましても保育所負担金同様、二人目の子どもに係る保育料を月額3,000円減額しております。

23ページをお開きいただきます。14款国庫支出金でございます。1項1目民生費国庫負担金であります。子ども手当の見直しなどにより1億5,384万9,000円を減額して、13億3,252万6,000円を見込んでおります。2項2目民生費国庫補助金につきましては、災害ごみ処理費補助金9,196万9,000円などを見込み、1億2,565万3,000円を計上いたしました。4目2節道路橋りょう費補助金につきましては、里野宮白羽線、南中線、磯部天神林線などの財源といたしまして3億485万円を見込んでおります。3節住宅費補助金3,981万8,000円につきましては、市営住宅のストック計画改善事業、あるいは新婚家庭家賃助成、太陽光発電整備等設置事業費補助などの財源といたしまして計上したものでございます。また、5目消防費国庫補助金には、防火水槽整備の財源として735万6,000円、プラトーさとみ周辺の除染を行うための調査委託の財源といたしまして、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金866万7,000円を見込んでございます。

24ページの6目教育費国庫補助金ですが、中学校耐震化事業に係る交付金として、学校施設環境改善交付金1億6,076万1,000円を計上いたしました。また、5節保健体育費補助金は、山吹運動公園体育館改修事業の財源として5,000万円を見込んだものでございます。

24ページから25ページにかけて15款県支出金でございます。1項1目民生費県負担金についてでございますが、子ども手当の国庫負担の見直しにより、県負担金の増額を見込んだことなどから2,777万円を増額し、5億1,802万5,000円といたしました。2項1目総務費県補助金には、移動通信用鉄塔施設整備事業の財源としまして情報通信格差是正事業費補助金などを見込み、2,357万6,000円といたしました。2目4節の災害救助費補助金につきましては国庫補助金と同様、災害ごみ処理費補助金8,277万2,000円を見込んでおります。

28ページをお開きいただきます。16款財収入でございます。財産貸付収入利子及び配当金は、財産売払収入などを計上してございます。

17款寄附金につきましては、総務費寄附金、民生費寄附金の費目設定でございます。

18款繰入金でございますが、特別会計繰入金、各基金からの繰入金、財産区繰入金をそれぞれ計上してございます。将来の財政負担を考慮しまして、財政調整基金からの繰り入れを前年度

と同額の2億円といたしました。減債基金繰入金につきましては、満期一括償還となる平成19年度市場公募債2億円の償還のために積み立てていた資金などを繰り入れるものでございます。

19款繰越金につきましては、昨年度行いました特別会計の廃止に伴う決算剰余金がなくなりますので、一般会計の繰越金2億5,000万円の計上となります。

32ページをお開き願います。21款市債でございます。1項1目総務債2億3,400万円、6目過疎対策事業債2億2,940万円、7目合併特例事業債11億320万円、8目臨時財政対策債5億5,000万円など、合計しまして23億5,700万円を計上するものでございます。

歳出について主なものをご説明いたします。

36ページをお開きいただきます。議会費でございます。15節工事請負費において、1問1答方式の導入に伴う音響設備改修工事535万5,000円を計上いたしました。

総務費についてでございますが、40ページをお開きいただきます。説明欄の中段、都市交流事業費交付金217万6,000円、それから、国際友好都市交流事業費交付金120万4,000円を計上してございます。友好都市関係構築に向けた臼杵市訪問 秋田市市民交流団の受け入れ、余姚市訪問などに要する経費を交付するものでございます。

43ページをお開き願います。2款1項5目財産管理費でございます。庁舎耐震工事につきまして13節工事監理285万円、15節工事請負費2億5,720万円を計上いたしました。平成25年度における債務負担行為も合わせて計上させていただいたところでございます。

47ページをお開きいただきます。9目情報通信管理費でございます。ホームページリニューアル事業として13節委託料に156万1,000円を計上いたしました。また、携帯電話不感地帯である上深荻下幡地区など5カ所に移動通信用鉄塔施設を建設するため、調査委託料、工事請負費、公有財産購入費、備品購入費など、計3,514万9,000円を計上するとともに、19節におきまして、地上デジタル放送自主共聴組合への施設整備に係る補助金900万円を予算化いたしました。

50ページでございます。13目地域振興費におきまして、地域おこし協力隊の受け入れに要する経費を予算化しておりますが、24年度につきましては新たな隊員を増員し、地域の活性化を図るものでございます。

52ページをお開き願います。15目複合型交流拠点施設整備費でございますが、ハード事業につきましてはさらに先送りとし、震災後に変化した周辺環境や社会情勢の把握などの調査を行うための費用経費535万2,000円を計上いたしました。

16目諸費の53ページでございますけれども、19節負担金補助及び交付金におきまして、市民団体等に交流会を開催する経費として、結婚推進事業費補助金50万円を予算化しました。また、新婚家庭への家賃助成につきましては、助成額を月額1万円増額とし2,280万円を計上いたしました。

次に、3款民生費でございますが、65ページをお開きいただきたいと思います。社会福祉総務費の中の28節国民健康保険特別会計繰出金4億7,072万6,000円につきましては、保険基盤の安定を図るもの、職員人件費に係るもの、出産一時育児金に係るもの、財政安定化支援事

業に係るもののほか、収支不足に係るもの2億円を繰り出すものでございます。

2目の老人福祉費についてでございますが、66ページをお開きいただきます。13節委託料の中で高齢者の見守り体制の充実や援助活動が円滑に行えるよう、要援護者支援台帳の作成経費を計上させていただきました。要援護者支援台帳システム委託料117万6,000円によりシステムを整備し、高齢者ニーズフォローアップ委託料119万2,000円により要援護者の把握を行うものでございます。

67ページの19節社会福祉施設等整備費補助金1,940万円でございますが、新宿町に建設します特別養護老人ホーム「ユーハイム常陸太田」と「世矢の里」の施設整備費に助成をするものでございます。

6目の医療福祉費についてでございます。72ページをお開き願います。市単独分の医療扶助費6,035万7,000円を予算化しております。これまで行ってまいりました中学校3年生までの医療費助成に加えまして、妊産婦に対して産婦人科以外の医療費助成を行うとともに、所得制限を撤廃することいたしました。

81ページをお開きいただきます。4項災害救助費でございます。震災ごみの処理に要する経費、被災者に対しての住宅の借り上げ、震災に伴う融資に対しての利子補給、災害援護資金の貸し付けなどを計上しております。

4款衛生費についてでございますが、85ページをお開き願います。1項3目母子衛生費の19節不妊治療費助成金240万円につきましては、不妊治療に要する経費1回10万円を年2回まで助成するものでございますが、24年度から所得制限を撤廃することいたしました。

89ページをお開き願います。7目環境衛生費の24節投資及び出資金8億9,690万円につきましては、浄水場の建設や佐竹配水池への送水管接続に要する経費の2分の1を合併特例債を活用し水道事業に出資するものでございます。

5款の農林水産業費でございます。98ページをお開きいただきます。

1項3目農林振興費でございますが、金砂ふるさと体験交流施設の開設等における経費としまして、1節報酬において嘱託員2名分、13節委託料において、旧金砂小学校屋内運動場の耐震診断や設計業務836万9,000円、18節備品購入費674万8,000円などを計上してございます。1節報酬の残り2名分につきましては、営農指導や定年帰農者の育成、新規就農者支援、担い手対策行っていくために雇用するものでございます。

100ページから101ページにかけまして、19節負担金補助及び交付金につきましては、コシヒカリ、常陸秋そば、ブドウ、ナシなどの特産品の品質向上、地場産物の生産拡大に向けた取り組み、有害鳥獣や病虫害からの被害防止、担い手育成や新規就農者の自立支援、農業体験の推進への助成等を計上してございます。

5目農地費でございます。103ページをお開きいただきます。19節の負担金補助金及び交付金において、県北東部地区の広域農道整備事業費負担金、小妻地区ふるさと農道整備事業費負担金、県営土地改良事業計画調査費負担金などを計上してございます。

106ページをお開き願います。森林湖沼環境税を財源として森林機能の緊急回復整備を予算

化してございます。主な内容といたしましては、間伐推進員賃金369万6,000円、間伐及び作業道開設委託料6,800万円を計上しております。

108ページの奥久慈グリーンライン林道整備事業費負担金として2,838万円を計上しております。

110ページに移りまして、6款の商工費でございます。2目の商工振興費でございますが、19節におきましてプレミアム商品券事業費補助金1,000万円を計上しております。23年度の補正予算においても計上していただいたものでございますが、引き続き消費の拡大により地域経済の活性化、そして小売店の活性化を図るものでございます。

112ページでございます。4目観光費についてでございますが、13節委託料には、雇用創出を図るものとして観光振興業務委託料262万4,000円、販売促進コーディネート業務委託料300万円を計上いたしました。また、23年度の執行を見送った竜神大吊橋周辺整備でございますが、改めて竜神大吊橋アンカレジ・デザイン塗装委託料1,217万円、竜神大吊橋塗装改修工事設計監理業務362万3,000円、15節竜神大吊橋塗装改修工事1億3,653万2,000円を計上しております。これらは水府地区観光施設整備基金を活用して行うものでございます。

114ページをお開きいただきます。説明欄の中ほどに着地型旅行商品開発事業費100万円を予算化しております。本市への観光ツアーを推進するために要する経費を観光物産協会に助成するものでございます。

120ページをお開きいただきます。土木費でございます。3目道路新設改良費として10億6,786万2,000円を計上しております。社会資本整備総合交付金を活用するものとして里野宮白羽線、川中子大橋線、南中線、小目川中子線。道整備交付金を活用するものとして磯部天神林線、大門幹線、中沢線、高柿・千寿線、亀作西真弓線など、合併特例債や過疎債などを合わせて活用しながら整備を進めていくものでございます。4目橋りょう維持費には、橋りょう長寿命化計画策定委託料675万円を予算化してございます。

133ページに移ります。消防費でございます。5目災害対策費でございますが、13節委託料におきまして、排ガス・放射能測定業務委託料199万1,000円を予算化してございます。「放射性物質汚染対処特別措置法」の施行に伴い、廃棄物焼却施設等から生じた汚泥、焼却灰などの放射能調査を委託するものでございます。放射性物質除染調査測量設計委託料1,224万3,000円につきましても、特別措置法の施行に伴うものでございまして、先ほど報告第2号で説明させていただきました補正予算第7号と同様に、プラトーさとみ周辺の除染を行うための調査委託として平成24年度分を計上したものでございます。18節備品購入費の防災関連資機材購入費699万8,000円につきましては、可搬型衛星電話、投光器、発電機などを各支所、総合福祉会館、山吹運動公園、生涯学習センター、大里ふれあいセンターなどに配置するものでございます。19節の自主防災活動事業費補助金につきましては、資機材整備に要する助成として4町会分440万円を計上いたしました。

次に、教育費でございます。140ページをお開きいただきたいと思います。説明欄の一番上

の行,校舎解体工事3,237万2,000円につきましては,被災しております佐都小学校の普通教室棟を解体するためのものがございます。2目教育振興費の7節賃金におきまして,学校図書館司書賃金528万円を計上いたしました。全小学校に図書司書を配置し教育の振興を図っていくものがございます。

141ページの3目学校建設費でございますが,耐震改修工事実施設計委託料としまして5,373万6,000円計上いたしております。校舎4校分,屋内運動場3校分の設計業務を予算化したものがございます。

3項中学校費でございます。145ページをお開きいただきます。3目学校建設費4億5,236万2,000円でございますが,峰山中学校の外構工事,屋内運動場耐震改修工事設計委託料1校,校舎耐震改修工事3校分等を計上いたしましたものがございます。

5項7目の資料館費でございますが,159ページをお開きいただきます。13節委託料におきまして,旧法務局耐震設計委託料161万7,000円,耐震改修工事設計委託料1,181万3,000円を計上いたしております。

6項4目体育施設費でございますが,174ページです。15節工事請負費におきまして,山吹運動公園体育館の耐震改修工事として1億円,プール解体工事として2,431万8,000円を計上してございます。

175ページの10款災害復旧費でございますが,3項2目社会教育施設災害復旧費におきまして,旧町屋変電所の復旧などに係る業務委託,工事請負費,瑞龍山墓所,西山荘守護宅等の復旧に係る補助金など4,487万2,000円を計上いたしました。

176ページの4項1目庁舎等施設災害復旧費でございます。金砂郷支所に係る設計業務委託料800万円,旧庁舎の解体工事9,000万円を計上してございます。

恐れ入りますが,11ページにお戻りいただきまして,第2表,債務負担行為でございます。庁舎耐震化に係る工事監理業務665万円,耐震化改修工事3億8,580万円を限度として,平成25年度に負担するものがございます。

12ページの地方債でございますが,起債の目的はそれぞれ記載のとおりでございますが,限度額を総額23億5,700万円とするものがございます。起債の方法,利率,償還の方法につきましてはごらんいただきたいと思います。

続きまして,189ページをお開きいただきます。議案第29号でございます。平成24年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算は,次に定めるところによる。第1条,事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ57億7,973万円と定める。第2条,一時借入金の借入れの最高額は,事業勘定1億5,000万円と定める。第3条が歳出予算の流用でございます。平成24年3月5日提出,市長名。

196ページをお開きいただきます。事項別明細書歳入でございます。

第1款の国民健康保険税につきましては10億9,269万円で,昨年比766万円の増を見込んでおります。税率は昨年同様でございますけれども,介護被保険者数の増が見込まれることによるものがございます。

197ページ 第3款1項国庫負担金でございますが、本年度10億5,548万2,000円で、前年度比1億1,638万円の減となっております。これは国庫負担割合の変更に伴うものでございます。2項の国庫補助金につきましては2億9,619万8,000円、前年比1,976万3,000円の減となっております。これは一般被保険者の保険金給付費の減が見込まれることによるものでございます。

4款の療養給付費等交付金につきましては3億9,363万8,000円、前年比2,599万4,000円の増となっております。退職被保険者分の保険給付費の増を見込むものでございます。

第5款の前期高齢者交付金につきましては10億8,888万4,000円で、前年度と同額となっております。こちらは65歳から74歳までの方の被保険者数及び保険給付費の割合により交付されるものでございます。

第6款1項1目高額医療費共同事業負担金、198ページの2目の特定健康診査等負担金につきましては、それぞれ過去の実績等によるものでございます。2項1目財政調整交付金につきましては、前年度比5,127万1,000円の増となっております。これは県の負担割合の変更によるものでございます。

第7款共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業における過去の実績に基づき計上いたしたところでございます。

第9款1項1目の一般会計繰入金でございますけれども、4億7,072万6,000円、前年比で1億8,970万2,000円の増となっております。

199ページ、2項1目支払準備繰入金でございますが、財源不足補てんのため3億5,612万8,000円を支払準備基金から取り崩し、繰り入れを行うこととしております。

続きまして、202ページをお開きいただきます。歳出でございます。

第1款2項の徴税费につきましては3,206万円で、昨年度より275万2,000円の減となっております。これは職員人件費等の減によるものでございます。

204ページをお開きいただきます。2款の保険給付費でございます。1項の療養諸費、205ページ、2項の高額療養費につきましては、それぞれ一般被保険者数の減に伴う保険給付費の減などが見込まれることによります。

207ページに移りまして、5款老人保健拠出金につきましては4万8,000円で、昨年度より42万円の減となっておりますが、こちらは事務費拠出金のみを計上いたしております。

6款の介護給付費につきましては3億4,553万9,000円で、前年比438万8,000円の増となっておりますが、これは介護給付費等の増によるものでございます。

第7款共同事業拠出金につきましては6億5,093万4,000円、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業における過去の実績をもとに、国保連合会が算出したものでございます。

208ページをお開きいただきます。第8款1項の特定健康診査等事業費、2項の保険事業費等につきましては、それぞれ昨年度より減となっておりますが、これらは実績に基づき算出したものでございます。

続きまして、217ページをお開きいただきます。議案第30号でございます。平成24年度

常陸太田市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億9,399万6,000円とする。平成24年3月5日提出,市長名。

222ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

第1款の後期高齢者医療保険料につきましては、年金からの特別徴収分が3億1,372万1,000円,普通徴収分が1億488万6,000円,合わせまして4億1,860万7,000円で、昨年よりも321万7,000円の減を見込んでおります。

第3款1項の一般会計繰入金につきましては1億7,283万2,000円,前年比490万1,000円の増となっております。保険料軽減分の保険基盤安定繰入金の増によるものでございます。

4款の繰越金につきましては、広域連合への納付が翌年度扱いとなる保険料が発生いたしますので、それらの見込み額を計上いたしました。

5款の諸収入につきましては、広域連合から納付される保険料還付金などを計上いたしております。

続きまして、224ページをお開きいただきます。歳出でございます。

第1款の総務費につきましては、職員2名分の人件費,保険料に係る電算処理委託料並びに保険料普通徴収決定通知,特別徴収法算定通知等に係る郵送料などを計上いたしております。

次のページ,第2款の後期高齢者医療広域連合納付金5億7,478万4,000円につきましては、歳入における保険料と保険基盤安定繰入金の全額を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

3款の諸支出金につきましては、過年度分の保険料構成に伴う還付金及び前年度の事務費繰入金精算に伴う一般会計繰出金などを計上いたしております。

続きまして、231ページをお開きいただきます。議案第31号でございます。平成24年度常陸太田市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ48億956万9,000円と定めるものでございます。第2条、一時借入金の借り入れの最高額を事業勘定3億1,000万円と定めるものでございます。第3条が歳出予算の流用でございます。平成24年3月5日提出,市長名。

238ページの事項別明細歳入でございますが、1款の保険料でございます。65歳以上の第1号被保険者保険料8億1,891万2,000円は,第5期介護保険事業計画の策定による保険料率の見直しに伴い,前年比で15.4%の増となっております。

また、3款の国庫支出金から、239ページ,4款の支払基金交付金,5款の県支出金につきましては、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画等をもとに算出したしました介護給付費等見込み額による国・県などの補助金等でございます。

次に、240ページをお開きいただきます。7款につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

242ページからは歳出でございます。

245ページをお開きいただきます。保険給付費につきましては、第5期介護保険事業計画等

をもとに算出しております。保険給付費全体としまして、前年度比2億1,591万3,000円の増額を見込んでおります。

2款1項の介護サービス等諸費は1億7,921万5,000円の増、246ページ、2款2項の介護予防サービス等諸費は743万円の増を見込んでおります。

続きまして、247ページ、2款6項の特定入所者介護サービス等費につきましては、2,108万3,000円の増を見込んでおります。

続きまして、248ページ、4款地域支援事業費につきましては、介護予防事業、包括的支援事業、入院事業等を行う費用でございまして1,831万円の増を見込んでおります。主な内容といたしましては、包括的支援事業費のうち、地域包括支援センターの委託料が776万4,000円、入院事業のうち認知症サポーター養成講座委託料、それから、紙おむつ購入助成事業、高齢者日常生活用具給付費が一般会計からの予算の組替等により1,023万8,000円、それぞれ増額となっております。

次に、251ページをお開きいただきます。8款諸支出金1項償還費及び還付加算金、2目償還金につきましては、平成23年度に廃止となりました処遇改善臨時特例基金の精算金を国に償還するため177万円の増額となっております。

続きまして、259ページをお開きいただきます。議案第32号でございます。平成24年度常陸太田市下水道事業特別会計予算、平成24年度常陸太田市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億2,040万3,000円と定めるものでございます。第2条、地方債でございます。第3条は一時借入金でございます。借り入れの最高額を6億円と定めるものでございます。平成24年3月5日提出、市長名。

263ページをお開きいただきます。地方債でございます。公共下水道建設事業費、流域下水道建設事業費、特定環境保全公共下水道建設事業費及び過疎対策事業費を合わせました3億3,870万円を起債の限度額としてございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表記のとおりでございます。

266ページをお開き願います。事項別明細歳入でございます。

1款1項分担金でございます。特環下水道事業の受益者分担金の分割納付分及び新たな加入者が見込まれることから1,373万4,000円を計上するものでございます。一段下がりまして2項負担金でございます。公共下水道事業の受益者負担金として同様に1,178万8,000円を計上いたしました。

2款1項使用料ですが、公共下水道及び特環下水道の使用料を合わせまして2億2,300万1,000円を計上するものでございます。

3款1目下水道事業国庫補助金でございますが、600万円減の2億2,300万円の計上となっております。

267ページでございます、6款1目一般会計繰入金は、6億9,189万7,000円の繰り入れを計上するものでございます。

9款市債でございます。1目下水道事業債3億410万円，2目の過疎対策事業債3,460万円の合計3億3,870万円を計上するものでございます。

268ページをお開きいただきます。歳出でございます。

1款1目公共下水道費でございます。主な事項につきましては，まず269ページの13節委託料でございますが，下水道長寿命化計画策定委託料として3,000万円，料金徴収業務委託料1,493万8,000円は，下水道使用量の徴収業務を水道へ委託しております委託料でございます。その他地質調査及び実施設計委託料，雨水幹線清掃等の委託料を計上するものでございます。

次に，15節工事請負費の3億5,130万円につきましては，上河合町，大森町，新宿町，増井町，馬場町及び金井町におきまして，污水管渠及び雨水幹線の整備等に要する費用でございます。

270ページをお開きいただきます。2目流域下水道費でございます。茨城県が主体となって実施する那珂久慈流域下水道建設工事及び維持管理の負担金1億1,737万8,000円を計上するものでございます。

次に，3目金砂郷・水府地区の特環下水道費でございます。主な事項につきましては271ページをごらんいただきます。13節の委託料でございますけれども，下水道施設維持管理等の委託料1,386万9,000円を計上するものでございます。15節工事請負費1億9,500万円につきましては，大里町，松平町における污水管渠の整備等に要する費用でございます。

272ページをお開き願います。2款の公債費でございます。公共下水道事業建設事業債，流域下水道建設事業債及び特環下水道事業債等の元金4億5,151万1,000円及び利子1億8,793万2,000円，合計しまして6億3,944万3,000円を計上するものでございます。

続きまして，279ページをお開きいただきます。議案第33号平成24年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。平成24年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。第1条，歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億4,517万2,000円と定めるものでございます。第2条，一時借入金でございます。借り入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。平成24年3月5日提出，市長名。

284ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

1款1目受益者分担金でございますが，滞納繰り越し分を計上するものでございます。

2款1目農業集落排水使用料は，供用開始となった佐都4地区の加入が多く見込まれることから282万3,000円の増，7,346万5,000円を計上するものでございます。

3款1目農業集落排水事業費県補助金でございます。中野小島地区及び佐都4地区への県からの推進交付金3,027万5,000円を計上するものでございます。

5款1目一般会計繰入金でございますが，一般会計から2億2,434万円を繰り入れるものでございます。

7款1目雑入でございますが，小島町地内におきます県道常陸那珂港山方線改良工事に伴う排水管布設がえ補償費等1,393万4,000円を計上するものでございます。

286ページをお開きいただきます。歳出でございます。

1目総務管理費でございますが、主な事項につきましては、まず287ページ、13節委託料でございますけれども、処理施設保守点検業務委託料につきましては、供用開始をいたしております9地区の維持管理費に係る経費、料金収納業務委託料につきましては、下水道使用量の徴収業務を水道へ委託しております委託料となっております。その他汚泥処分委託料などを含めまして6,472万5,000円を計上するものでございます。15節工事請負費でございますが、小島町管路布設がえ工事及び維持補修工事を含めまして2,106万5,000円を計上いたしました。25節積立金3,031万3,000円につきましては、常陸太田市農業集落排水事業債償還基金への積み立てでございます。

288ページをお開きいただきます。2款公債費でございます。農業集落排水事業債の元金1億134万7,000円及び利子の5,584万2,000円、合計しまして1億5,718万9,000円を計上するものでございます。

続きまして、295ページ、議案第34号でございます。平成24年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算についてでございます。平成24年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,553万1,000円と定めるものでございます。第2条、地方債でございます。第3条は一時借入金でございます。借り入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。平成24年3月5日提出、市長名。

295ページをお開きいただきます。地方債でございます。特定地域生活排水処理施設事業費6,970万円を起債の限度額としてございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表記のとおりでございます。

301ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

1款1目受益者分担金の1,350万円は、戸別合併処理浄化槽を設置する方に受益者分担金をいただくものでございます。

2款1項1目戸別合併処理浄化槽使用料でございます。2,812万3,000円を計上いたします。

3款1目戸別合併処理浄化槽設置整備事業費交付金3,286万4,000円を計上いたします。

4款1目一般会計繰入金でございますが、2,925万3,000円を計上いたします。

302ページをお開きいただきます。7款1目戸別合併処理浄化槽設置整備事業債6,970万円を計上するものです。

303ページをお開きいただきます。

歳出でございますが、1款1目戸別合併処理浄化槽設置整備事業費、主な事項につきましては、13節委託料でございます。設置に要する測量調査設計委託料及び既設浄化槽の維持管理費等に要する経費2,979万1,000円を計上してございます。

304ページをお開きいただきます。15節工事請負費1億720万円につきましては、新たに100基を設置する工事に要する費用を計上いたしました。

2款公債費でございます。戸別合併処理浄化槽設置整備事業債等の元金1,272万円及び利子

876万2,000円の合計2,348万2,000円を計上するものでございます。

続きまして、311ページをお開きいただきます。議案第35号平成24年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算についてでございます。平成24年度常陸太田市簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億2,558万9,000円と定める。第2条は地方債でございます。第3条は一時借入金でございます。一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。平成24年3月5日提出、市長名でございます。

314ページをお開きいただきます。地方債でございます。簡易水道事業債4,100万円を起債の限度としてでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

317ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

1款1目は負担金でございますが、新規加入者分として36万2,000円を計上いたします。

2款1目簡易水道使用料1億2,818万5,000円の計上でございます。

3款1目一般会計繰入金でございますが、1億4,735万8,000円の計上でございます。

318ページをお開きいただきます。6款1目簡易水道事業債でございますが、4,100万円を計上いたします。

319ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の主な事項につきましては、まず、320ページの13節委託料でございますが、耐震診断業務委託料867万3,000円は、水府・里美地区6浄水場施設の耐震診断業務委託料でございます。料金収納業務委託料は231万6,000円でございますけれども、簡易水道使用量の徴収業務等を上水道へ委託しております委託料でございます。その他検針業務委託料、浄配水場等管理委託料を計上するものでございます。

1款2項1目の維持修繕費、321ページの15節工事請負費2,275万4,000円につきましては、簡易水道の各浄水場内の計測器等の経年劣化による更新工事及び浄水施設の修繕工事等に充てるものでございます。

1款3項1目15節工事請負費3,261万円につきましては、里美地区の配水管布設がえ工事等でございます。

322ページでございますけれども、2款の公債費につきましては、簡易水道事業債ほか元金利子合わせまして1億3,614万2,000円を計上するものでございます。

議長（茅根猛君） 上下水道部長。

〔上下水道部長 鈴木則文君登壇〕

上下水道部長（鈴木則文君） それでは、議案第36号及び議案第37号について、提案者にかわりご説明申し上げます。

初めに、議案第36号平成24年度常陸太田市水道事業会計予算について、別冊の常陸太田市公営企業会計予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

第1条が総則でございます。

第2条は業務の予定量で、給水件数1万8,518件、年間総給水量507万3,554立方メートル。これを1日平均給水量にしますと1万3,900立方メートルとなります。主要な建設改良事業につきましては、19億5,557万9,000円を予定してございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。収入につきましては、第1款の水道事業収益が11億9,450万3,000円でございます。これは対前年度比1.9%の減となっております。次に支出でございますが、第2款の水道事業費用が11億633万3,000円でございます。対前年度比0.7%の減となっております。

次のページに参りまして、第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、第3款の資本的収入が18億3,011万7,000円で、対前年度比335.8%の増となっております。

次に、支出でございますが、第4款資本的支出が22億6,755万5,000円で、対前年度比153.6%となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億3,743万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんするものいたします。

続きまして、第5条が債務負担行為をすることのできる事項、期間及び限度額を定めるものがございます。

次のページに参りまして、第6条が企業債の定めでございます。起債の目的は、水源及び送配水施設建設事業で、限度額を8億9,690万円と定めます。

第7条が一時借入金の限度額で5,000万円と定めます。

第8条が予定支出の各項の経費の金額の流用の定めで、営業費用と営業外費用間に限ると定めるものがございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

次ページに参りまして、第10条が他会計からの補助金で、補助金を受ける金額は3,191万4,000円でございます。

第11条は、棚卸資産購入限度額で1,386万円と定めるものがございます。

平成24年3月5日提出、市長名でございます。

予算の内容につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

26ページをお開きいただきます。初めに、収益的収入及び支出のうち収入でございますが、1款1項営業収益の1目1節水道料金は1万8,518件、10億6,882万7,000円を見込んでおります。

次のページに参りまして、2項営業外収益2目7節の一般会計補助金ですが、未給水地域解消事業の企業債利子相当分及び宮の郷工業団地の固定資産減価償却相当額分並びに繰り出し基準に基づく繰入金で、トータルで3,191万4,000円でございます。

次に、28ページの支出でございます。2款1項営業費用の1目原水及び浄水費は1億8,677万8,000円で、対前年度比0.9%の減となっております。これは瑞竜浄水場、金砂郷地区の3浄水場及び取水施設関連の維持管理の経費を計上したものでございます。主なものは人件費の

ほか、29ページの15節委託料3,253万6,000円、18節の修繕費2,597万9,000円、21節の動力費6,962万6,000円などがございます。

30ページに参りまして、2目配水及び給水費で1億8,090万2,000円は、対前年度比0.5%の増でございます。これは送配水ポンプ場、配水管、量水器などの維持管理費用でございます。主に人件費、31ページの15節委託料2,651万6,000円、18節の修繕費4,058万5,000円、21節の動力費1,594万7,000円などがございます。

32ページに参りまして、4目総係費1億4,008万5,000円は、対前年度比9%の増でございます。これらの費用は管理的な経費を計上したもので、主なものは人件費、33ページの15節委託料2,037万円、賃借料1,342万5,000円などがございます。

次、34ページに参りまして、5目減価償却費でございますが、4億2,568万7,000円は、対前年比1%の増でございます。

35ページに参りまして、2項営業外費用1億5,280万1,000円は、対前年度比7.4%の減でございます。これは主に1目42節企業債利息1億5,181万1,000円でございます。

次に、36ページをお開きいただきたいと思ひます。資本的収入及び支出の収入でございます。

3款1項1目の企業債は8億9,690万円で、対前年度比336.2%の増でございます。本年度は、25年度内完成に向けた水道事業統合施設整備事業のため借り入れるものでございます。2項1目工事負担金3,631万7,000円は、下水道関連、市建設工事関連などの事業を見込んだものでございます。3項1目の出資金は8億9,690万円で対前年度比336.2%の増でございます。水道事業統合施設整備事業に合併特例債を活用するもので、一般会計で借り入れたものを出資していただくものでございます。

次に、37ページに参りまして、支出でございますが、4款1項1目の上水道拡張費は18億3,999万6,000円で、対前年度比334.7%の増でございます。1節委託料3,959万3,000円の主なものは、佐竹(低区)配水池詳細設計業務委託等、2節工事費18億40万3,000円は、統合施設整備事業に関連する工事等でございます。2目の上水道改良費は1億1,478万6,000円で、対前年度比31.7%の減でございます。2節工事費でございますが、単独事業費が3路線、公共下水道事業関連が5路線、建設課事業関連が7路線、県工事事務所関連が2路線の17路線の配水管布設がえ工事及び取水ポンプ更新工事等でございます。

2項1目11節企業債償還金3億1,197万6,000円は、対前年度比4.4%の増でございます。これは建設改良事業債の元金でございます。

なお、7ページから25ページまで予算に関する説明書がございますので、ごらんいただきたいと存じます。

続きまして、議案第37号平成24年度常陸太田市工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。39ページをお開きいただきたいと思ひます。

第1条、総則でございます。

第2条は業務の予定量で、給水事業所数は3社でございます。年間総給水量は63万8,756立方メートル、これを1日平均給水量にしますと1,750立方メートルとなります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入につきましては、第1款工業用水道事業9,803万2,000円で、対前年度比2.6%の増となっております。

次に、支出でございますが、第1款工業用水道事業費用7,124万3,000円で、対前年度比5.5%の減となっております。

次に、40ページをお開きいただきたいと思います。第4条、資本的収入及び支出の予定額でございます。支出につきましては、第1款資本的支出4,359万2,000円で、対前年度比1.6%の増でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,359万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金により補てんするものといたします。

第5条が一時借入金の限度額で1,000万円と定めるものでございます。

第6条が予定支出の各項の経費の金額の流用の定めで、営業費用と営業外費用間に限るものと定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の定めでございます。

第8条が他会計からの補助金で、補助金を受ける金額は4,670万円といたします。

平成24年3月5日提出、市長名でございます。

予算の内容につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

56ページをお開きいただきたいと思います。収益的収入及び支出のうち収入でございますが、1款1項営業収益の1目1節水道料金は3,821万3,000円で、前年度比2.2%減の見込みです。2項営業外収益の2目7節一般会計補助金は4,670万円で、前年度比8.6%の増でございます。なお、補助金の用途につきましては、営業経費の一部に充当するものでございます。4目11節のうち、経営経費負担金1,277万5,000円は、前年度比2.7%の減でございます。

57ページに参りまして、支出でございます。2款1項1目原水及び浄水費3,322万4,000円は、浄水場などの維持管理のための経費を計上したものでございます。主なものは15節委託料、18節修繕費、21節動力費などでございます。

続いて、58ページをお開きいただきたいと思います。4目総係費1,629万3,000円は、前年度比1.1%の増でございます。この経費は、人件費などの管理的な経費を計上したものでございます。

59ページに参りまして、5目減価償却費1,563万4,000円は、対前年度比28.8%の減でございます。2項1目42節の企業債利息356万9,000円は、対前年度比20.6%の減でございます。

続いて、60ページをお開きください。資本的収入及び支出の支出でございますが、4款2項1目企業債償還金4,359万2,000円は、対前年度比1.6%の増でございます。これは、建設改良事業債の元金でございます。

なお、41ページから55ページまで、予算に関する説明書がございますのでごらんいただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

議長（茅根猛君） 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、3月7日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時21分散会